

長浜市道路整備アクションプログラム 2026 (素案)

長浜市 都市建設部 道路河川課

目次

第1章	はじめに	1
1-1	本計画書の構成	1
1-2	長浜市の概要と道路ネットワーク	2
1-3	本市の道路整備の状況	2
第2章	長浜市道路整備アクションプログラムについて	3
2-1	概要	3
2-2	位置づけと見直しの経緯	4
2-3	計画の役割、対象、期間及び策定手順	5
第3章	評価対象路線の設定	7
3-1	評価対象路線の考え方	7
3-2	評価対象路線の設定	9
第4章	評価方法の設定	15
4-1	整備優先性の評価の考え方	15
4-2	評価指標・判定基準の設定	16
第5章	評価対象路線の評価	21
5-1	評価対象路線ごとの評価点の算定	21
5-2	評価対象路線の評価点による順位づけ	22
第6章	整備計画路線の設定	23
6-1	整備計画路線の考え方	23
6-2	投資可能額による整備量の検討	24
6-3	整備計画路線の設定	27
第7章	長浜市道路整備アクションプログラムに基づく道路整備	29
第8章	長浜市道路整備アクションプログラムの実施について	32
8-1	計画推進体制	32
8-2	計画の進行管理と見直し	32

第1章 はじめに

1-1 本計画書の構成

「長浜市道路整備アクションプログラム2026」の構成は次のとおりです。

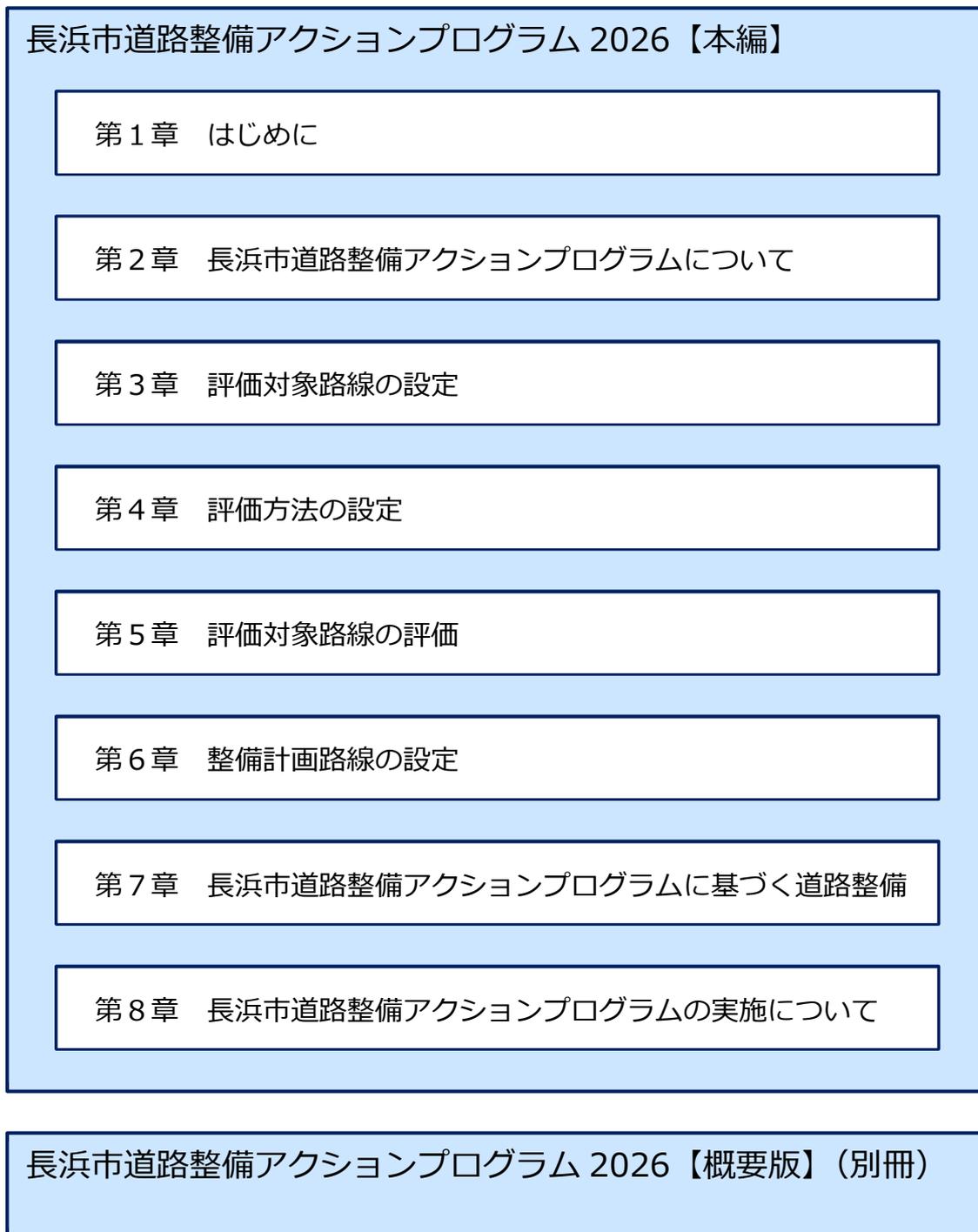


図1-1 本計画書の構成

1-2 長浜市の概要と道路ネットワーク

長浜市（以下「本市」という。）は、平成18年と平成22年に行われた二度の合併を経て、現在の市域になっています。日本一の面積を持つ琵琶湖の東北部に位置する本市は、東西約25km・南北約40kmにわたり、県内で第2位の広大な面積を有しております。

主要道路網としては、北陸自動車道や国道8号・国道365号が南北に縦断し、国道303号が東西に横断しています。また、鉄道はJR北陸線と湖西線が通り、南は米原駅で東海道新幹線・東海道本線と連結し、北は敦賀駅で北陸新幹線と連結しています。これら道路網と鉄道の広域交通軸により京阪神方面・中京方面・北陸方面の各経済圏域との高い利便性を有しています。

広域交流軸である北陸自動車道においては、長浜インターチェンジ、小谷城スマートインターチェンジ、木之本インターチェンジがあります。さらに、神田地区においては、更なる地域経済の発展を目指し、既存のパーキングエリアを活用した（仮称）神田スマートインターチェンジの設置を進めています。

道路整備は、地域、産業、観光振興を促進し、地域経済の活性化へつなぐことができ、さらには防災機能の向上へ寄与することから、今後も継続的に進めていく必要があります。



長浜城より（令和7年5月撮影）

1-3 本市の道路整備の状況

長浜市道路整備アクションプログラムに基づき、市民の皆様をはじめとしたご協力のもと道路整備を進めており、今後も道路の円滑性や安全性を向上させてまいります。



【市道南田附神前線】



【市道木之本穴師線】

（これまで整備計画路線に位置付けられ、整備が完了した路線の一部を掲載しています。）

第2章 長浜市道路整備アクションプログラムについて

2-1 概要と見直しについて

長浜市道路整備アクションプログラムは、「長浜市道づくり計画」の基本理念等を踏まえ、今後10年間の具体的な道路整備計画として、整備計画路線の整備優先性の高いものから整備時期を位置づけ、今後、整備する路線を明確化するとともに、道路整備の透明性と効率性の向上を図ることを目的とした具体的な実行計画です。社会・経済情勢の変化に柔軟に対応するため、概ね5年を目途に見直しを行います。見直しの手順は以下のとおりです。

長浜市道づくり計画（平成26（2014）年度～令和15（2033）年度）



- 長浜市道路整備アクションプログラム（平成27（2015）年度～）の5年経過による見直し
- 長浜市道路整備アクションプログラム2020（令和2（2020）年度～）の5年経過による見直し

長浜市道路整備アクションプログラム2026（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）

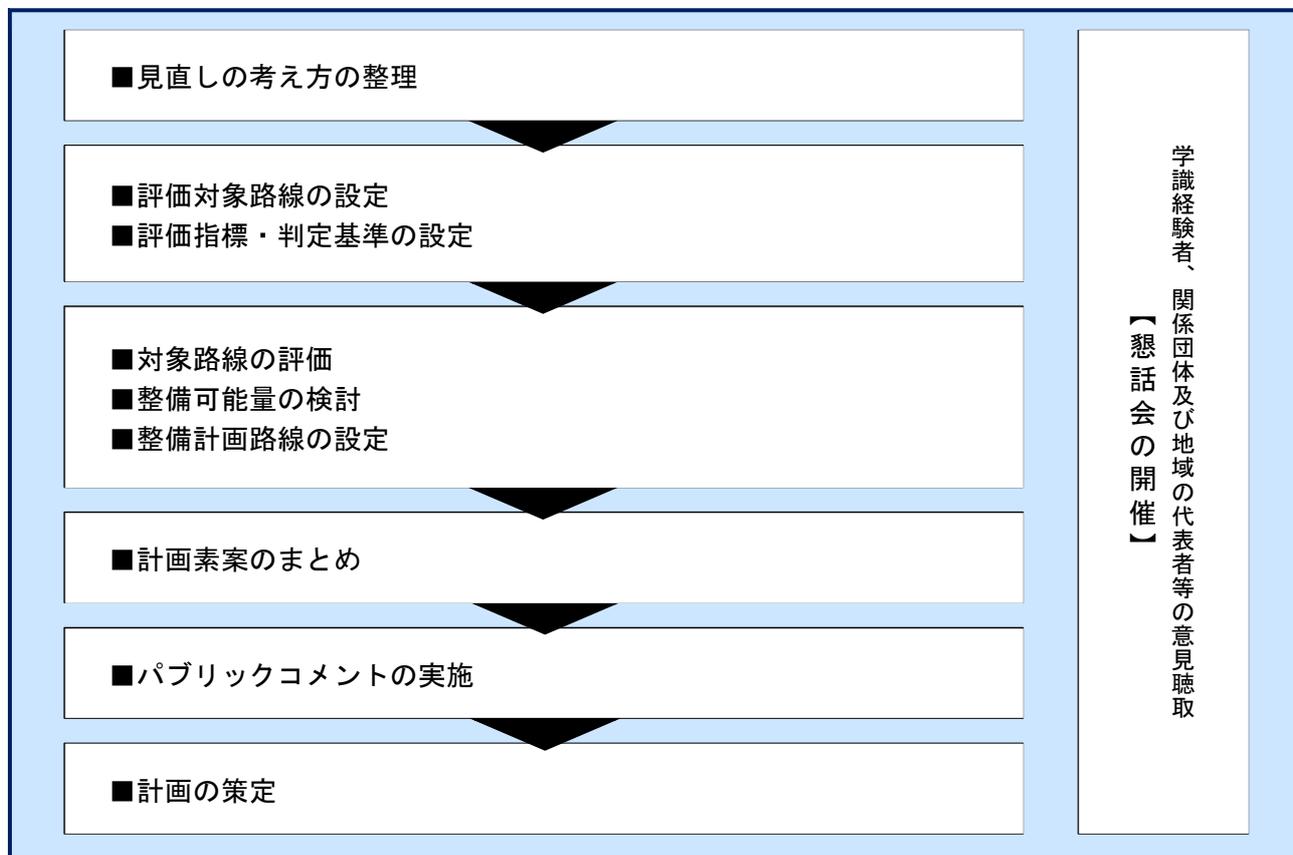


図2-1 長浜市道路整備アクションプログラムの概要と見直しの手順

2-2 位置づけと見直しの経緯

本市は、道路分野における基本的な方針（マスタープラン）を定めた「長浜市道づくり計画」（平成25年度）を踏まえ、平成26年度に道路の整備優先性を定めた「長浜市道路整備アクションプログラム」を策定、その後5年を経過したタイミングで見直しを行った「長浜市道路整備アクションプログラム2020」（以下「前計画」という。）のもと、道路整備を推進してきました。

前計画の策定からさらに5年が経過し、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応するため、路線の再評価を行い改めて整備優先性を定めることにより、「長浜市道路整備アクションプログラム2026」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画の位置づけと、見直しの経緯は次のとおりです。

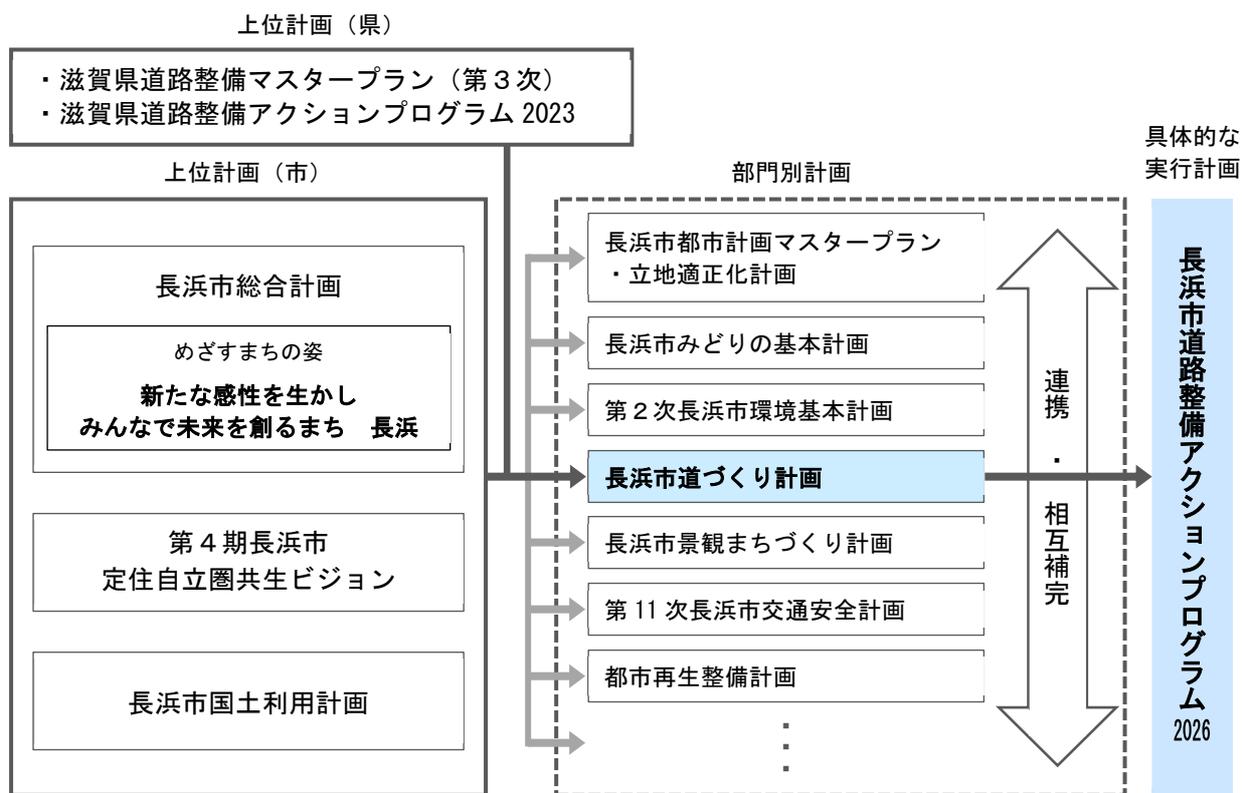


図 2-2 本計画の位置づけ



図 2-3 本計画の見直しの経緯と予定

2-3 計画の役割、対象、期間及び策定手順

(1) 計画の役割

本計画の果たすべき役割を、次に示します。

表 2-1 本計画の役割

①道路整備における路線優先性の方向性づけ	今後、本市の道路整備を進めるための路線の整備優先性を方向づける実行計画となります。
②客観性・透明性の確保	客観的な指標に基づき、全ての対象路線を評価するため、客観性・透明性が確保され、行政としての説明責任を果たす役割を担っています。

(2) 計画の対象

市内の道路には、広域的な機能を有する北陸自動車道、一般国道、県道があります。また、これらの道路を補完し、連続的なネットワークを構築する役割を担う市道を本市が建設・管理しています。

本計画で対象とする道路は、今後整備が必要となる次に示す道路とし、前計画と同様の方針とします。

表 2-2 本計画の対象

対象とする道路		
都市計画道路	市道	市道となる可能性がある道路

※維持補修的な工事を行う道路（路線）は含まない。

(3) 計画期間、整備時期

前計画の計画期間は令和 2 年度～令和 11 年度（2020 年度～2029 年度）の 10 年間となっています。本計画は前半 5 年間の状況を踏まえての中間見直しであり、本計画の計画期間は令和 8 年度～令和 17 年度（2026 年度～2035 年度）の 10 年間とします。

なお、本計画は、社会・経済情勢等の変化に対応していく必要性から、これまで同様、概ね 5 年となる時期に見直しを行う予定とします。

また、本計画では整備計画路線について、整備優先性の高い順に、整備時期を短期・中期・長期として位置づけることとします。

表 2-3 本計画の期間

計画期間
令和 8 年度～令和 17 年度（2026 年度～2035 年度）の 10 年間

表 2-4 整備時期

整備時期		備考
短期	概ね 5 年以内 ^{※1} に着手または完了する路線	^{※1} 令和 8 年度～令和 12 年度（2026 年度～2030 年度）
中期	概ね 10 年以内 ^{※2} に着手する路線	^{※2} 令和 13 年度～令和 17 年度（2031 年度～2035 年度）
長期	概ね 10 年以降 ^{※3} に着手する路線	^{※3} 令和 17 年以降（2035 年度以降）

(4) 計画の策定手順

本計画策定の詳しい手順を、以下に示します。

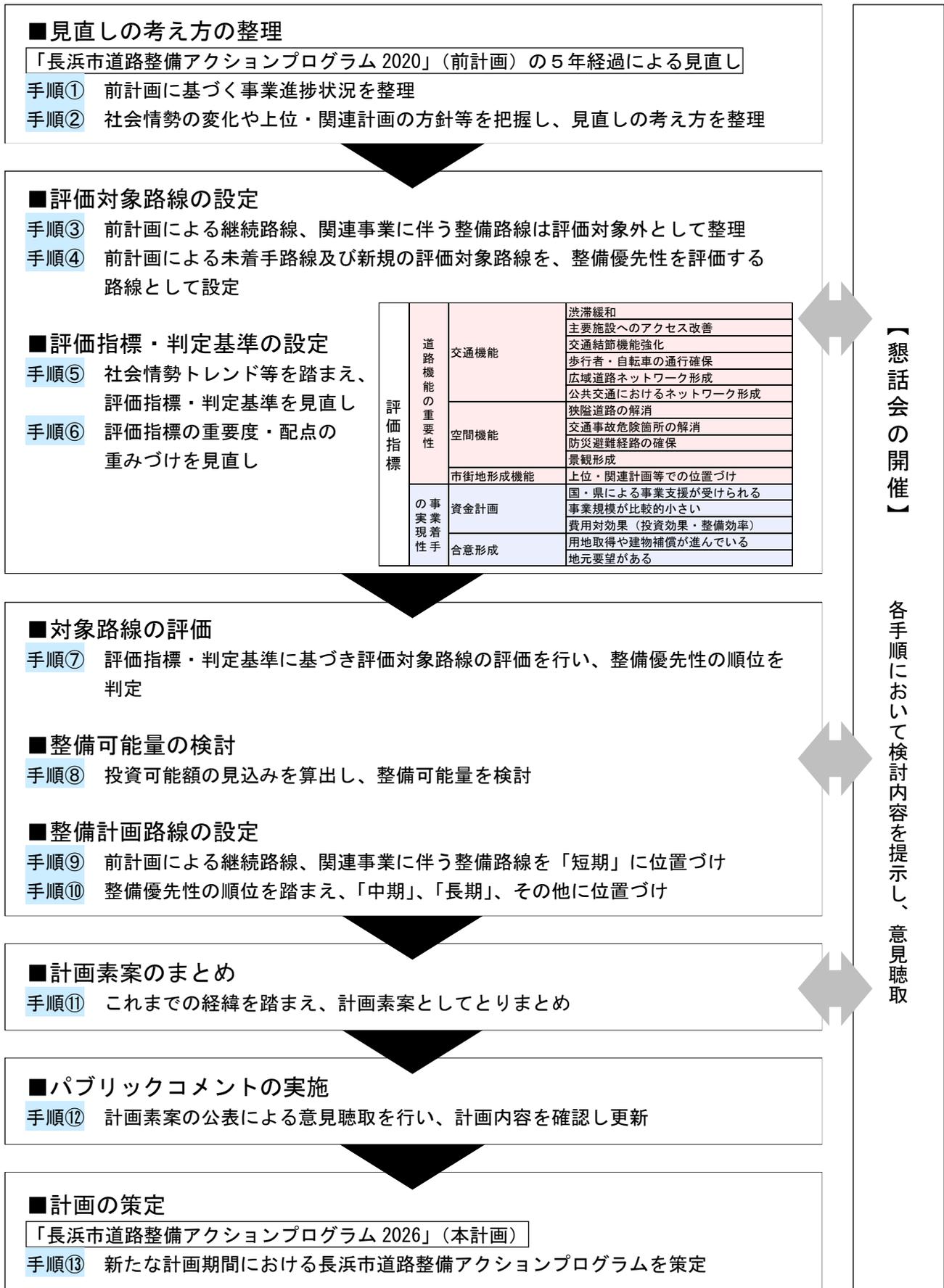


図 2-4 本計画の策定手順

第3章 評価対象路線の設定

3-1 評価対象路線の考え方

本市の道路ネットワークは国道、県道及びこれを補完する幹線道路と、日常生活の利便性・安全性の向上に寄与する生活道路により構成されています。このなかで本計画において対象とする道路は、都市計画道路、市道、及び市道となる可能性がある道路とします。

その中でも、前計画で位置づけられている「事業未着手の路線」や、地元から要望のあった新設・改良が必要な路線、ならびに庁内関係各課から必要性があげられた路線を「新規路線」として、評価対象路線に設定することとします。

表 3-1 評価対象路線の考え方

路線の位置づけ、事業進捗状況		評価対象路線として ○：対象とする ×：対象外とする
前計画で位置づけられた路線	事業完了した路線	×
	事業実施中の路線	×
	事業未着手の路線	○
地元から要望のあった新設・改良が必要な路線 及び庁内関係各課から必要性があげられた路線		○

なお、既に着手済・事業実施中の路線については、継続路線として引き続き事業を進めていくこととし、評価対象路線とはせず、短期に位置づけることとします。

8番の都市計画道路大戌亥山階線（室工区）及び10番の（仮称）都市計画道路田村駅東口線（田村工区）については、着手にあたり工区を分割したことにより、前計画時点から計画延長・要整備延長を変更しています。

表 3-2 前計画による継続路線（評価対象外）

図面記号	前計画番号	路線名	進捗状況【R7.7時点】	道路種別	工種	計画延長・要整備延長(m)
A	2	市道石田宮司線（第1工区） （旧：市道石田宮司線）	着手済	市道	拡幅	1,840
B	8	都市計画道路大戌亥山階線（室工区） （旧：（都）3・4・11大戌亥山階線（室工区））	着手済	都市計画道路	新設	660
C	10	（仮称）都市計画道路田村駅東口線（田村工区） （旧：（都）3・4・（未定）田村駅東口線（仮称））	着手済	都市計画道路	拡幅	400
D	11	市道南呉服南南呉服上線～市道豊国神社線～市道南呉服南日吉線 （旧：同名）	着手済	市道	改良	350
E	12	市道木之本坂口線 （旧：市道木之本穴師余呉線）	着手済	市道	改良	250
見直しにおける考え方		前計画で整備計画路線に位置づけ、既に着手済の路線【短期】 →評価対象路線とはせず、継続して事業を進めることから、 【短期】の路線として設定し記載します。				

また、河川改修やスマート I C 新設に伴って道路を整備することが必要な路線についても、関連事業に伴う整備路線として、評価対象路線とはせず、短期に位置づけることとします。

表 3-3 関連事業に伴う整備路線（評価対象外）

図面記号	前計画番号	路線名	進捗状況【R7.7時点】	道路種別	工種	計画延長・要整備延長(m)
F	—	市道余呉川左岸大音黒田線・田居大音線	—	市道	拡幅	660
	見直しにおける考え方	余呉川河川改修に伴い道路整備が必要な路線 →今回の評価対象路線とはせず、【短期】の路線として設定し記載します。				
G	—	市道（仮）神田スマートインターチェンジ線（上り・下り）・市道小一条今村橋線・市道布勢加田線	—	市道	新設	740
	見直しにおける考え方	（仮称）神田スマート I C 新設に伴うアクセス道路として整備が必要な路線 →評価対象路線とはせず、【短期】の路線として設定し記載します。				

3-2 評価対象路線の設定

(1) 前計画による評価対象路線

前計画の整備計画路線（35 路線）と、令和 7 年 7 月時点における事業の進捗状況を次表に示します。

策定後 5 年が経過した段階で、原則として前計画で示された整備優先性に基づき道路整備が行われている状況です。短期（15 路線）のうち 14 路線は完了や着手済等となっており、未着手は 1 路線です。また、中期（10 路線）及び長期（10 路線）はいずれも未着手となっています。

本計画では事業未着手の路線を評価対象とします。下表の短期路線からは 1 路線を評価対象として設定します。

なお、15 番の市道堀部南田附線については概略設計済みですが、今後の事業効果を検証する必要があることから、評価対象路線へ位置づけます。

表 3-4 前計画の事業進捗状況とその進捗による評価対象路線【短期】

分類	前計画 番号	路線名	進捗状況 【R7.7時点】	道路種別	工種	要整備 延長 (m)
短期	1	都市計画道路地福寺神照線（八幡東工区） （旧：（都）3・4・10地福寺神照線（八幡東工区））	着手済	都市計画道路	新設・改良	1,250
	2	市道石田宮司線 （旧：同名）	着手済	市道	拡幅	1,660
	3	市道南田附神前線第3工区 （旧：同名）	完了	市道	新設	340
	4	市道木之本穴師線 （旧：同名）	完了	市道	改良・歩道設置	560
	5	市道大井川道線 （旧：市道曾根通学線）	完了	市道	改良・歩道設置	520
	6	市道速水6号線 （旧：同名）	一部完了	市道	改良・歩道設置	330
	7	市道田部木之本線 （旧：同名）	着手済	市道	改良	800
	8	都市計画道路大戌亥山階線（室工区） （旧：（都）3・4・11大戌亥山階線（室工区））	着手済	都市計画道路	新設	1,480
	9	（仮称）都市計画道路田村駅自由通路線 （旧：（都）8・7・（未定）田村駅自由通路線 （仮称））	未着手	都市計画道路	新設	100
	10	（仮称）都市計画道路田村駅東口線 （旧：（都）3・4・（未定）田村駅東口線（仮称））	着手済	都市計画道路	拡幅	860
	11	市道南呉服南南呉服上線～市道豊国神社線 ～市道南呉服南日吉線 （旧：同名）	着手済	市道	改良	350
	12	市道木之本坂口線 （旧：市道木之本穴師余呉線）	着手済	市道	改良	250
	13	市道木之本東西1号線 （旧：市道木之本線）	完了	市道	改良・交差点改良	300
	14	市道南田附東加納線 （旧：同名）	着手済	市道	改良	100
	15	市道堀部南田附線 （旧：同名）	概略設計済	市道	改良	870
15路線						

下表の中期及び長期路線はいずれも事業未着手ですが、26番の市道小倉馬渡線については国事業での実施を要望している状況であることから評価対象外とし、31番の市道石田宮司線（第2工区）については工区を分割しそれぞれ新規路線として取り扱うこととしました。よって、計18路線を評価対象として設定します。

前ページの短期1路線と合わせて、前計画による評価対象路線としては計19路線を設定します。

表3-5 前計画の事業進捗状況とその進捗による評価対象路線【中期・長期】

分類	前計画 番号	路線名	進捗状況 【R7.7時点】	道路種別	工種	要整備 延長 (m)
中期	16	市道列見曾根線 (旧：市道列見下之郷線)	未着手	市道	拡幅	550
	17	都市計画道路長浜駅室線 (旧：市道宮司南呉服線((都)3・4・6長浜 駅室線))	未着手	都市計画道路	新設	2,290
	18	市道馬上中央線・市道丁野馬上線 (旧：市道二俣丁野線)	未着手	市道	交差点改良	30
	19	市道小沢曾根線 (旧：市道国友森線・市道下之郷西東西1号 線)	未着手	市道	改良	450
	20	市道八田部山田小山線 (旧：市道東谷本線)	未着手	市道	拡幅	300
	21	市道八幡中山神照1号線 (旧：同名)	未着手	市道	拡幅	150
	22	市道祇園湖岸線 (旧：市道相撲出口線)	未着手	市道	交差点改良	50
	23	都市計画道路北船列見線 (旧：市道北船列見線((都)3・4・9北船列 見線))	未着手	都市計画道路	拡幅	530
	24	市道木尾八島線 (旧：市道高畑八島線・市道八島地内20号 線)	未着手	市道	拡幅	745
	25	市道田川左岸錦織八木浜線 (旧：市道田川左岸線)	未着手	市道	拡幅	430
10路線						
長期	26	市道小倉馬渡線 (旧：同名)	未着手	市道	交差点改良	50
	27	市道東上坂神照線 (旧：同名)	未着手	市道	歩道拡幅	120
	28	市道速水青名2号線 (旧：市道青名猫口1号線)	未着手	市道	拡幅	640
	29	市道虎姫駅東線 (旧：同名)	未着手	市道	新設	460
	30	市道大依八島線 (旧：市道大依・八島線)	未着手	市道	拡幅	450
	31	市道石田宮司線（第2工区） (旧：同名)	未着手	市道	改良	2,000
	32	市道小倉馬渡2号線 (旧：同名)	未着手	市道	拡幅	430
	33	市道今市天神池原線 (旧：同名)	未着手	市道	拡幅	300
	34	市道草野川東幹線 (旧：同名)	未着手	市道	拡幅	1,100
	35	市道小観音寺横山線 (旧：市道唐川宇根線)	未着手	市道	拡幅	1,000
10路線						

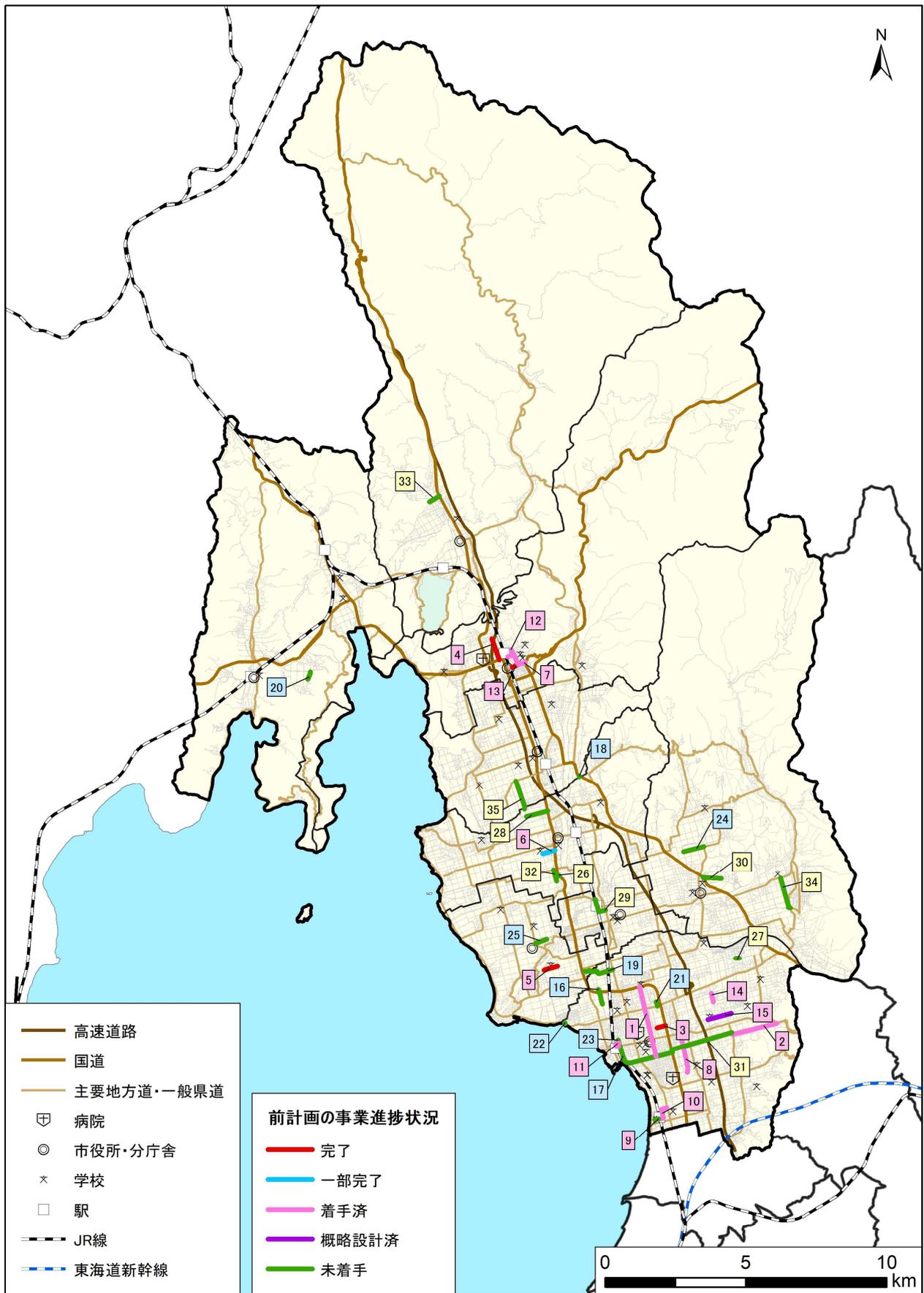


図 3-1 前計画の事業進捗状況（表 3-4、5 前計画番号に対応）

(2) 新規の評価対象路線

地元から要望のあった新設・改良が必要な路線や、庁内関係各課から必要性があげられた路線について、次の36路線を新規の評価対象路線として設定します。

表 3-6 新規の評価対象路線

番号	路線名	道路種別	計画延長・要整備延長 (m)	工種
1	市道木之本東西1号線・市道木之本西山線	市道	140	交差点改良
2	市道木之本黒田大音線	市道	320	拡幅
3	市道北陸自動車道東側東物部黒田線	市道	500	拡幅
4	市道北陸自動車道西側宇根木之本線	市道	750	拡幅
5	市道川道更川2号線	市道	840	拡幅
6	第2大井川管理道	譲与予定(管理道)	140	新設
7	市道永久寺山階線(南田附北工区)	市道	300	拡幅
8	市道永久寺山階線(南田附南・宮司工区)	市道	1,100	新設
9	市道石田宮司線(第3工区)	市道	400	拡幅
10	市道石田宮司線(第2工区)	市道	1,800	拡幅
11	市道相撲川道線	市道	840	拡幅
12	都市計画道路地福寺神照線(八幡中山工区)	都市計画道路	750	新設
13	都市計画道路大戌亥山階線(宮司工区)	都市計画道路	480	新設
14	都市計画道路大戌亥山階線(大戌亥工区)	都市計画道路	610	新設
15	市道堀部南田附線	市道	860	拡幅
16	市道八島瓜生線	市道	600	拡幅
17	市道伊部1号線	市道	470	拡幅
18	市道上山田1号線・市道上山田環状1号線	市道	360	拡幅
19	市道河毛2号線・市道河毛5号線	市道	1,080	拡幅
20	市道青名猫口2号線	市道	120	拡幅
21	市道留目伊部線	市道	110	拡幅
22	市道田川左岸大寺線	市道	370	新設
23	市道月ヶ瀬東西2号線	市道	440	拡幅
24	市道三川南北11号線	市道	100	拡幅
25	市道三川南北4号線	市道	300	拡幅
26	市道三川南北2号線	市道	210	拡幅
27	市道下之郷西東西2号線	市道	60	拡幅
28	市道相撲南北22号線	市道	190	拡幅
29	市道祇園相撲線	市道	200	拡幅
30	市道北富田安養寺線	市道	300	拡幅
31	新設(仮称)落合難波線	市道	100	新設
32	市道大井川道線	市道	730	拡幅
33	市道井明神高野線・小山4号線	市道	400	拡幅
34	市道田部千田赤川線	市道	530	拡幅
35	市道田部廣瀬線	市道	200	拡幅
36	(仮称)都市計画道路田村駅東口線(高橋工区)	都市計画道路	460	新設

【参考】工種の設定

本計画において、工種の定義を下表のとおり設定します。

表 3-7 本計画における工種の定義

新設	道路の新設をともなうもの
拡幅	道路の拡幅を実施するもの
改良	現道範囲内で道路整備を実施するもの
交差点改良	交差点改良を実施するもの
歩道拡幅	歩道のみ拡幅を実施するもの

(3) 評価対象路線の設定

以上より、前計画において事業未着手路線である 19 路線に加え、地元から要望のあった新設・改良が必要な路線、ならびに市内関係各課から必要性があげられた路線である新規 36 路線、計 55 路線を評価対象路線として設定し、これらの整備優先性を評価します。

表 3-8 評価対象路線 (55 路線)

評価 路線 番号	路線名	道路種別	計画延長・ 要整備延長 (m)	工種
1	(仮称) 都市計画道路田村駅自由通路線	都市計画道路	100	新設
2	市道列見曾根線	市道	550	拡幅
3	都市計画道路長浜駅室線	都市計画道路	2,290	新設
4	市道馬上中央線・市道丁野馬上線	市道	30	交差点改良
5	市道小沢曾根線	市道	370	改良
6	市道八田部山田小山線	市道	300	拡幅
7	市道八幡中山神照1号線	市道	150	拡幅
8	市道祇園湖岸線	市道	150	交差点改良
9	都市計画道路北船列見線	都市計画道路	530	拡幅
10	市道木尾八島線	市道	745	拡幅
11	市道田川左岸錦織八木浜線	市道	430	拡幅
12	市道東上坂神照線	市道	120	歩道拡幅
13	市道速水青名2号線	市道	640	拡幅
14	市道虎姫駅東線	市道	460	新設
15	市道大依八島線	市道	450	拡幅
16	市道小倉馬渡2号線	市道	430	拡幅
17	市道今市天神池原線	市道	300	拡幅
18	市道草野川東幹線	市道	1,100	拡幅
19	市道小観音寺横山線	市道	1,000	拡幅
20	市道木之本東西1号線・市道木之本西山線	市道	140	交差点改良
21	市道木之本黒田大音線	市道	320	拡幅
22	市道北陸自動車道東側東物部黒田線	市道	500	拡幅
23	市道北陸自動車道西側宇根木之本線	市道	750	拡幅
24	市道川道更川2号線	市道	840	拡幅
25	第2大井川管理道	譲与予定(管理道)	140	新設
26	市道永久寺山階線(南田附北工区)	市道	300	拡幅
27	市道永久寺山階線(南田附南・宮司工区)	市道	1,100	新設
28	市道石田宮司線(第3工区)	市道	400	拡幅
29	市道石田宮司線(第2工区)	市道	1,800	拡幅
30	市道相撲川道線	市道	840	拡幅
31	都市計画道路地福寺神照線(八幡中山工区)	都市計画道路	750	新設
32	都市計画道路大戌亥山階線(宮司工区)	都市計画道路	480	新設
33	都市計画道路大戌亥山階線(大戌亥工区)	都市計画道路	610	新設
34	市道堀部南田附線	市道	860	拡幅
35	市道八島瓜生線	市道	600	拡幅
36	市道伊部1号線	市道	470	拡幅
37	市道上山田1号線・市道上山田環状1号線	市道	360	拡幅
38	市道河毛2号線・市道河毛5号線	市道	1,080	拡幅
39	市道青名猫口2号線	市道	120	拡幅
40	市道留目伊部線	市道	110	拡幅
41	市道田川左岸大寺線	市道	370	新設
42	市道月ヶ瀬東西2号線	市道	440	拡幅
43	市道三川南北11号線	市道	100	拡幅
44	市道三川南北4号線	市道	300	拡幅
45	市道三川南北2号線	市道	210	拡幅
46	市道下之郷西東西2号線	市道	60	拡幅
47	市道相撲南北22号線	市道	190	拡幅
48	市道祇園相撲線	市道	200	拡幅
49	市道北富田安養寺線	市道	300	拡幅
50	新設(仮称)落合難波線)	市道	100	新設
51	市道大井川道線	市道	730	拡幅
52	市道井明神高野線・小山4号線	市道	400	拡幅
53	市道田部千田赤川線	市道	530	拡幅
54	市道田部廣瀬線	市道	200	拡幅
55	(仮称) 都市計画道路田村駅東口線(高橋工区)	都市計画道路	460	新設

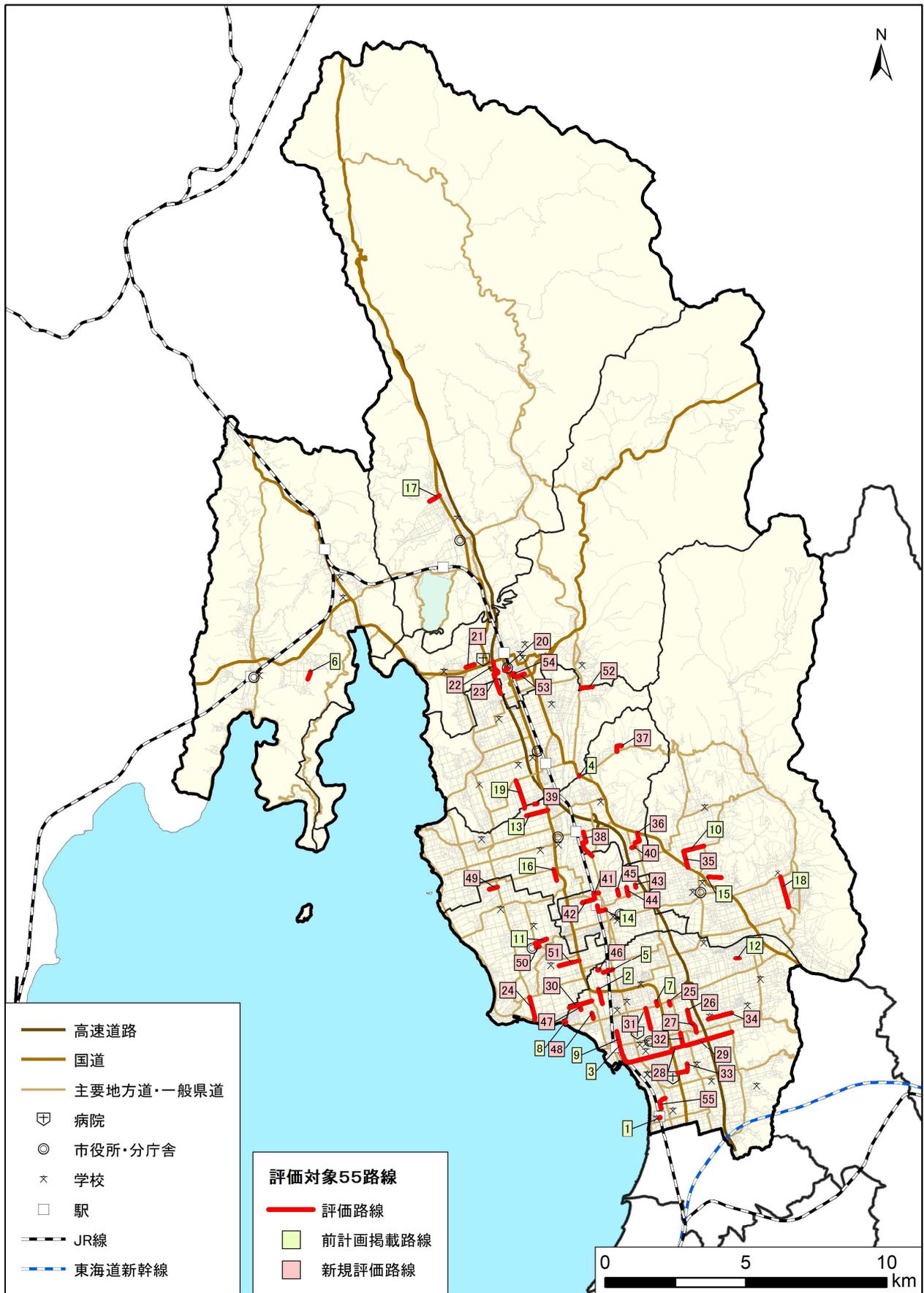


図 3-2 評価対象路線図（表 3-8 評価路線番号に対応）

第4章 評価方法の設定

4-1 整備優先性の評価の考え方

前章で設定した評価対象路線について、評価指標及び判定基準を定め、定量的な視点で整備優先性を評価することで、整備計画路線を選定します。

各評価対象路線に対して、評価指標ごとに相対的な重みを考慮した評価点を算出し、すべての評価指標を総合した合計点を基に順位づけを行います。この順位が高い路線ほど、整備優先性が高いと判断されます。

下記のフローに基づき、本章では評価指標及び判定基準、配点の重みづけを設定し、第5章において評価を行い順位づけした結果を示します。

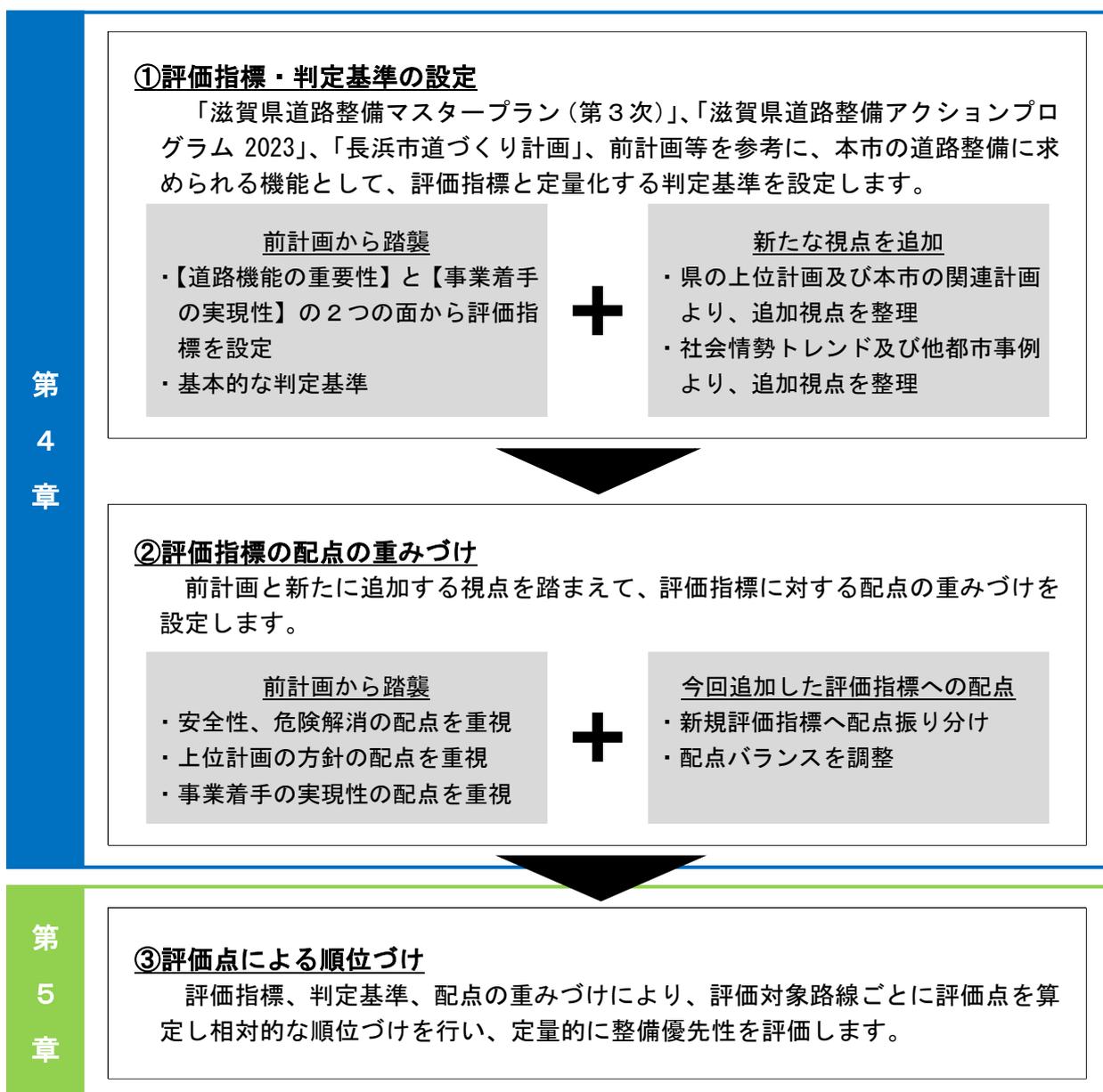


図 4-1 整備優先性の評価の考え方

4-2 評価指標・判定基準の設定

(1) 評価指標の設定

評価対象路線の整備優先性の順位づけに用いる評価指標は、「道路機能の重要性」と「事業着手の実現性」の2つの区分で設定します。

「道路機能の重要性」については、前計画と同様に「長浜市道づくり計画」で定めた「道づくりの目標（4つの柱）」をベースに設定します。ただし、「柱3」のうち「雪に強い道づくり」、及び「柱4」は、維持管理に関する目標のため、評価指標の対象外とします。その結果、重要な道路機能に係る視点として「交通機能」、「空間機能」、「市街地形成機能」の3区分による評価指標を設定します。

「事業着手の実現性」についても、前計画と同様に「長浜市道づくり計画」で示された方針を踏まえて、事業着手のしやすさに係る視点として「資金計画」と「合意形成」の2区分による評価指標を設定します。

その上で、「滋賀県道路整備マスタープラン（第3次）」及び「滋賀県道路整備アクションプログラム 2023」に示されている、拠点間ネットワーク整備と拠点内道路空間整備の方針を反映します。また、本市の関連計画との整合を図るとともに、社会情勢トレンド及び他市事例を精査し、新しい視点を追加することとします。

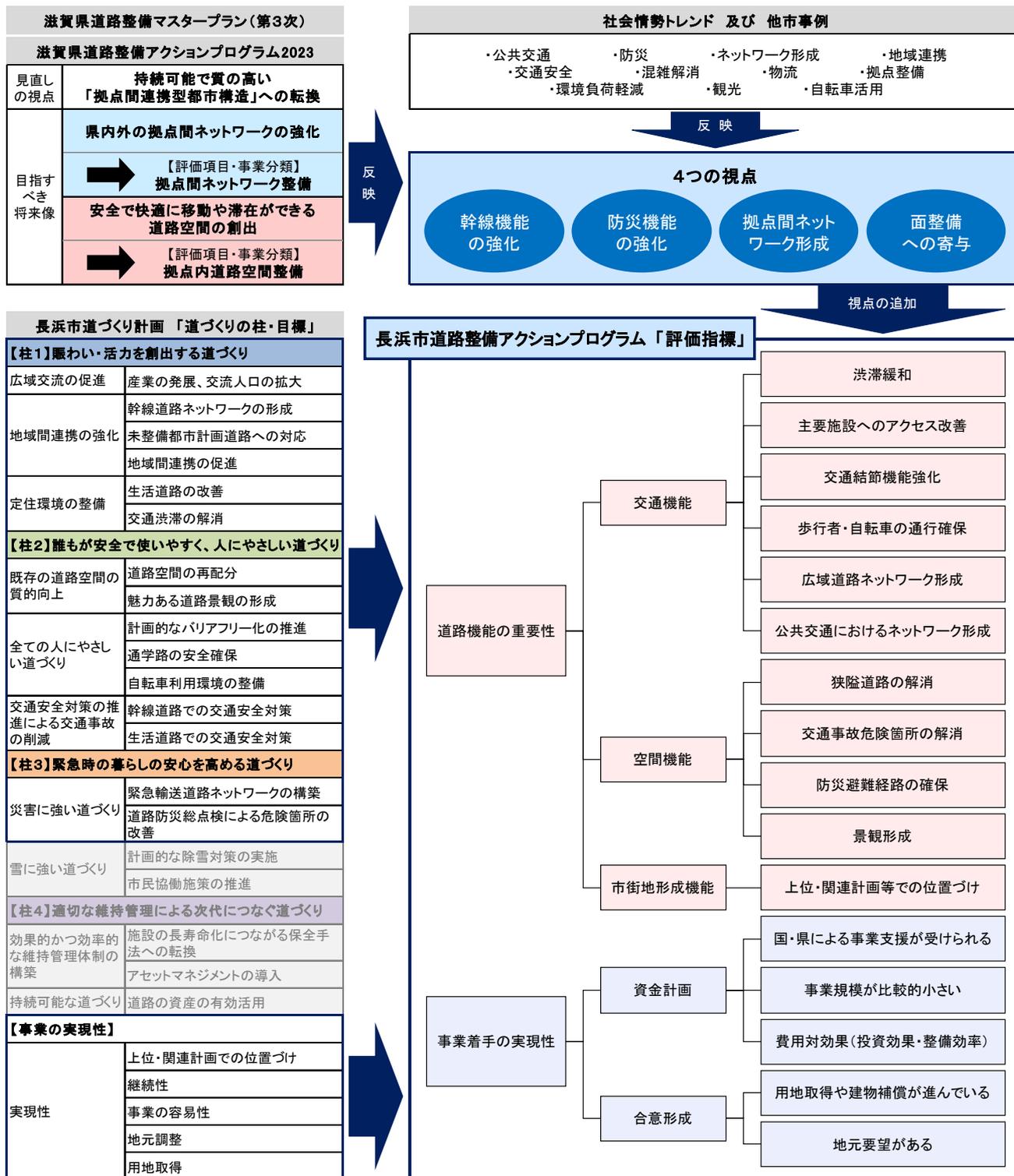


図 4-2 評価指標の設定の考え方

表 4-2 評価指標ごとの判定基準

評価指標		判定基準	判定得点率	
①交通機能	A: 渋滞緩和	○ 現況の道路混雑度が1.0以上で、かつ将来整備した場合に1.0を下回り渋滞が解消または緩和する	100%	
		△ 現況の道路混雑度が1.0以上で、かつ将来整備した場合に渋滞が緩和する	50%	
		- 上記以外	0%	
	B: 主要施設へのアクセス改善	B-1: 観光地	○ 主要観光施設から300m以内にありアクセスが改善する	50%
			△ 主要観光施設から300mより遠く、500m以内にありアクセスが改善する	25%
			- 上記以外	0%
		B-2: 市役所等	○ 市役所・分庁舎・総合病院から300m以内にありアクセスが改善する	50%
			△ 市役所・分庁舎・総合病院から300mより遠く、500m以内にありアクセスが改善する	25%
			- 上記以外	0%
	C: 交通結節機能強化	C-1: 鉄道駅	○ 鉄道駅から300m以内にあり交通結節機能を強化する	50%
			△ 鉄道駅から300mより遠く、500m以内にあり交通結節機能を強化する	25%
			- 上記以外	0%
		C-2: IC	○ ICから300m以内にあり交通結節機能を強化する	50%
			△ ICから300mより遠く、500m以内にあり交通結節機能を強化する	25%
			- 上記以外	0%
	D: 歩行者・自転車の通行確保	○ 歩道または自転車通行空間の設置予定路線、小中学校の通学路の指定、一定の安全対策が必要となる路線のいずれかに該当する	100%	
	- 上記以外	0%		
	E: 広域道路ネットワーク形成	○ 国道または県道、自動車専用道路に2点以上接する	100%	
- 上記以外	0%			
F: 公共交通におけるネットワーク形成	○ 現道または並行道路がバス等路線に該当する（経路が決まっているデマンドバス、デマンドタクシーを含む）、またはデマンドタクシー停留所がある	100%		
- 上記以外	0%			
②空間機能	G: 狭隘道路の解消	○ 道路幅員が現況4.0m未満であり狭隘道路解消に大きく貢献する	100%	
		△ 道路幅員が4.0m以上、6.0m未満であり狭隘道路解消に貢献する	50%	
		- 上記以外	0%	
	H: 交通事故危険箇所の解消	○ 県警事故記録箇所または市通学路交通安全プログラム通学路の対策箇所に該当する	100%	
		- 上記以外	0%	
		I: 防災避難経路の確保	○ 防災危険箇所の解消	33%
	- 上記以外	0%		
	I-2: 経路の確保	○ 地域防災計画における緊急輸送路に該当する	33%	
		- 上記以外	0%	
		I-3: 指定避難所へのアクセス改善	○ 指定避難所（小中学校、まちづくりセンター等）から300m以内にありアクセスが改善する	33%
△ 指定避難所（小中学校、まちづくりセンター等）から300mより遠く、500m以内にありアクセスが改善する	17%			
- 上記以外	0%			
J: 景観形成	○ 景観形成重点区域に該当する	100%		
- 上記以外	0%			
③市街地形成機能	K: 上位・関連計画等での位置づけ	K-1: 交通バリアフリー基本構想	○ 交通バリアフリー重点整備地区に属する、またはその特定経路に該当する	25%
			- 上記以外	0%
			K-2: 都市計画マスタープラン	○ 広域幹線交流軸または地域支線交流軸に該当し、かつ都市拠点間をつなぐ道路に該当する
	△ 広域幹線交流軸、地域支線交流軸、都市拠点間をつなぐ道路のいずれかに該当する	25%		
	- 上記以外	0%		
	K-3: 立地適正化計画	○ 北部都市機能集積区域、都市機能集積区域及び検討区域、居住集積区域及び検討区域に該当する	25%	
- 上記以外		0%		
④資金計画		L: 国・県による事業支援が受けられる	○ 国・県の事業支援国庫補助を受けながら整備をはかる道路（市通学路交通安全プログラム／街路事業／都市再生整備計画）	100%
	- 上記以外		0%	
	M: 事業規模が比較的小さい	○ 1mあたりの事業費が50万円未満	100%	
		△ 1mあたりの事業費が50万円以上100万円未満	50%	
- 上記以外（1mあたりの事業費が100万円以上）	0%			
N: 費用対効果（投資効果・整備効率）	○ 将来交通量（百台/日）／（事業費（百万円）÷道路延長（m））が100以上と事業費当りの交通量が多い	100%		
	△ 将来交通量（百台/日）／（事業費（百万円）÷道路延長（m））が100未満、75以上と事業費当りの交通量が多い	50%		
	- 上記以外	0%		
⑤合意形成	O: 用地取得や建物補償が進んでいる	○ 用地取得や建物補償を伴わないことから、地元協力を得やすい	100%	
		△ 用地取得が必要だが、建物補償は伴わないことから、比較的地元協力を得やすい	50%	
		- 用地取得かつ建物補償を伴う	0%	
	P: 地元要望がある	○ 地域住民から整備の要望がある	100%	
- 上記以外	0%			

※ : 追加視点の反映箇所

(3) 評価指標の配点の重みづけ

評価指標に対する配点については、前計画で設定した重要度をベースに重みづけを行います。

市街地形成機能（上位計画等での位置づけ）及び交通安全、防災に関する指標を重視しながら、本計画で新たに追加した指標へ配点の振り分けを行います。

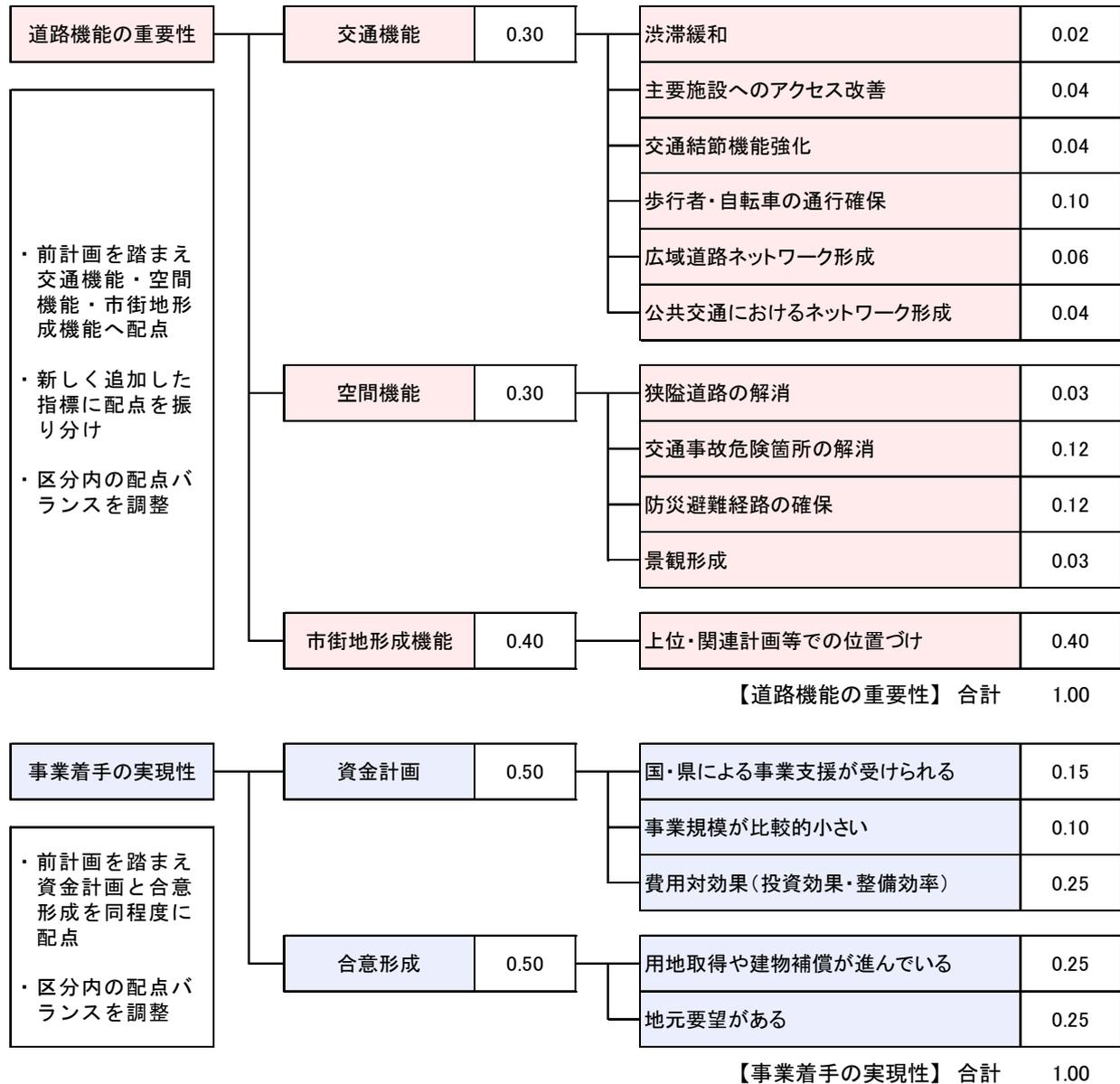


図 4-3 評価指標に対する配点の重みづけ

第5章 評価対象路線の評価

5-1 評価対象路線ごとの評価点の算定

第4章で定めた評価指標・判定基準、配点の重みづけを踏まえ、評価対象路線ごとに評価点を算定します。その結果を下表に示します。

表 5-1 評価対象路線の判定表（評価点一覧）

評価対象路線番号	評価対象路線名	道路種別	計画延長・要整備延長 (m)	工種	道路機能の重要性																	小計	事業着手の実現性(事業着手のしやすさ)					合計点	優先度順位 (合計点の高い順)
					①交通機能				②空間機能				③市街地形成機能										L	M	N	⑤合意形成			
					A	B		C		D	E	F	G	H	I			J	K							O	P		
					評価指標	主要施設へのアクセス改善		交通結節機能強化		歩行者・自転車 の通行確保	広域道路ネット ワーク形成	公共交通にお けるネットワーク 形成	狭隘道路の解 消	交通安全危険 箇所の解消	防災避難経路の確保			景観形成	上位・関連計画等での位置づけ							用地取得や建 物価値が進ん でいる	地元要望があ る		
						B-1	B-2	C-1	C-2						T-1	T-2	T-3		K-1	K-2	K-3								
配点	0.04		0.04		0.10	0.06	0.04	0.03	0.12	0.12			0.03	0.40			0.15	0.10	0.25	0.25	0.25								
判定種別	○,△,-	○,△,-	○,△,-	○,△,-	○,△,-	○,-	○,-	○,-	○,△,-	○,-	○,-	○,-	○,-	○,-	○,-	○,△,-	○,-	○,-	○,-	○,-									
1	(仮称) 都市計画道路田村駅自由通路線	都市計画道路	100	新設	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	△	○	0.360	○	-	-	-	-	0.150	0.510	25		
2	市道列見曾根線	市道	550	拡幅	-	-	-	-	○	-	-	△	○	-	-	-	-	-	0.235	-	△	-	△	○	0.425	0.660	6		
3	都市計画道路長浜駅室線	都市計画道路	2,290	新設	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	-	-	○	△	○	0.730	○	-	-	-	-	0.150	0.880	2	
4	市道馬上中央線・市道丁野馬上線	市道	30	交差点改良	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	○	-	-	0.045	-	-	-	△	○	0.375	0.420	37	
5	市道小沢曾根線	市道	370	改良	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	-	0.115	-	○	-	-	○	0.350	0.465	34		
6	市道八田部山田小山線	市道	300	拡幅	-	-	-	-	○	-	-	○	△	-	-	-	-	-	0.155	-	○	-	△	○	0.475	0.630	11		
7	市道八幡中山神照1号線	市道	150	拡幅	○	-	-	-	-	○	-	-	△	○	-	-	-	-	0.395	-	-	-	-	○	0.250	0.645	10		
8	市道祇園湖岸線	市道	150	交差点改良	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	0.070	-	○	-	△	○	0.475	0.545	20		
9	都市計画道路北船列見線	都市計画道路	530	拡幅	-	○	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	○	○	0.760	○	-	-	-	-	0.150	0.910	1		
10	市道木尾八島線	市道	745	拡幅	-	-	-	-	○	-	-	-	△	-	-	-	-	-	0.115	-	○	-	△	○	0.475	0.590	17		
11	市道田川左岸錦織八木浜線	市道	430	拡幅	-	-	○	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	0.035	-	○	-	-	○	0.350	0.385	40		
12	市道東上坂神照線	市道	120	歩道拡幅	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	0.140	-	○	-	△	○	0.475	0.615	13		
13	市道速水青名2号線	市道	640	拡幅	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	-	0.115	-	△	-	△	○	0.425	0.540	21		
14	市道虎姫駅東線	市道	460	新設	-	△	-	○	-	○	○	○	-	-	○	-	○	-	0.410	-	-	-	-	○	0.250	0.660	7		
15	市道大依八島線	市道	450	拡幅	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	△	○	-	0.065	-	△	-	-	-	○	0.300	0.365	43	
16	市道小倉馬渡2号線	市道	430	拡幅	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	0.170	-	○	-	△	○	0.475	0.645	9		
17	市道今市天神池原線	市道	300	拡幅	-	△	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	0.025	-	○	-	△	-	0.225	0.250	54		
18	市道草野川東幹線	市道	1,100	拡幅	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	○	-	-	0.155	-	○	-	-	○	0.350	0.505	28		
19	市道小親音寺横山線	市道	1,000	拡幅	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.100	-	○	-	△	-	0.225	0.325	47		
20	市道木之本東西1号線・市道木之本西山線	市道	140	交差点改良	-	-	○	-	△	○	-	-	-	-	-	-	-	○	0.350	-	△	-	-	-	○	0.300	0.650	8	
21	市道木之本黒田大音線	市道	320	拡幅	-	-	△	-	-	○	-	○	△	-	-	-	-	-	0.165	-	○	-	-	-	○	0.350	0.515	24	
22	市道北陸自動車道東側東物部黒田線	市道	500	拡幅	-	-	△	-	○	-	-	-	△	-	-	-	-	-	0.145	-	○	-	-	-	0.100	0.245	55		
23	市道北陸自動車道西側宇根木之本線	市道	750	拡幅	-	-	-	-	○	-	-	-	△	○	-	-	-	-	0.155	-	○	-	△	-	0.225	0.380	42		
24	市道川道更川2号線	市道	840	拡幅	-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	○	-	0.205	-	○	○	△	-	0.475	0.680	4		
25	第2大井川管理道	譲与予定(管理道)	140	新設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	-	△	-	○	-	0.300	0.300	50		
26	市道永久寺山階線(南田附北工区)	市道	300	拡幅	-	-	△	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	0.360	-	○	○	△	-	0.475	0.835	3		
27	市道永久寺山階線(南田附南・宮司工区)	市道	1,100	新設	-	-	△	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	0.150	-	-	-	-	○	0.250	0.400	39		
28	市道石田宮司線(第3工区)	市道	400	拡幅	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	0.480	○	-	-	-	-	0.150	0.630	12		
29	市道石田宮司線(第2工区)	市道	1,800	拡幅	○	-	-	-	-	○	○	-	-	○	○	-	-	-	0.440	○	-	-	-	-	0.150	0.590	18		
30	市道相模川道線	市道	840	拡幅	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	0.115	-	○	-	△	-	0.225	0.340	46		
31	都市計画道路地福寺神照線(八幡中山工区)	都市計画道路	750	新設	-	△	△	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	0.520	○	-	-	-	-	0.150	0.670	5		
32	都市計画道路大成山階線(宮司工区)	都市計画道路	480	新設	-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	△	-	0.320	○	-	-	-	-	0.150	0.470	33	
33	都市計画道路大成山階線(大成山工区)	都市計画道路	610	新設	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	△	○	0.460	○	-	-	-	-	0.150	0.610	16	
34	市道堀部南田附線	市道	860	拡幅	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	0.260	○	-	-	-	-	0.150	0.410	38		
35	市道八島瓜生線	市道	600	拡幅	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	0.130	-	○	-	-	○	0.350	0.480	32		
36	市道伊部1号線	市道	470	拡幅	-	○	-	-	-	○	○	-	△	-	-	-	○	-	0.365	-	-	-	-	-	0.250	0.615	14		
37	市道上山田1号線・市道上山田環状1号線	市道	360	拡幅	-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	0.115	-	-	-	-	-	○	0.250	0.365	44	
38	市道河毛2号線・市道河毛5号線	市道	1,080	拡幅	-	-	-	○	-	○	○	-	△	-	-	-	-	-	0.195	-	△	-	-	○	0.300	0.495	31		
39	市道青名猫口2号線	市道	120	拡幅	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	0.130	-	△	-	-	○	0.300	0.430	36		
40	市道留目伊部線	市道	110	拡幅	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	0.030	-	-	-	-	○	0.250	0.280	51		
41	市道田川左岸大寺線	市道	370	新設	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	0.080	-	△	-	△	○	0.425	0.505	27		
42	市道月ヶ瀬東西2号線	市道	440	拡幅	-	-	-	-	○	-	-	-	△	-	-	-	-	-	0.135	-	○	-	△	○	0.475	0.610	15		
43	市道三川南北11号線	市道	100	拡幅	-	△	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	0.040	-	○	-	△	○	0.475	0.515	22		
44	市道三川南北4号線	市道	300	拡幅	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	0.090	-	-	-	-	○	0.250	0.340	45		
45	市道三川南北2号線	市道	210	拡幅	-	△	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	0.040	-	○	-	△	○	0.475	0.515	22		
46	市道下之郷西東西2号線	市道	60	拡幅	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	0.030	-	-	-	-	○	0.250	0.280	51		
47	市道相模南北22号線	市道	190	拡幅	-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	0.015	-	△	-	-	-	0.300	0.315	49		
48	市道祇園相模線	市道	200	拡幅	○	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	0.150	-	△	-	△	○	0.425	0.575	19		
49	市道北富田安養寺線	市道	300	拡幅	-	△	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	0.080	-	△	-	-	○	0.300	0.380	41		
50	新設(仮称)落合難波線	市道	100	新設	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.020	-	○	-	△	○	0.475	0.495	30		
51	市道大井川道線	市道	730	拡幅	-	-	-	-	-	○	-	-	△	○	-	-	△	-	0.255	-	-	-	-	○	0.000	0.255	53		
52	市道井明神高野線・小山4号線	市道	400	拡幅	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	0.030	-	○	-	△	○	0.475	0.505	26		
53	市道田部千田赤川線	市道	530	拡幅	-	-	△	-	-	○	-	-	○	△	-	-	-	-	0.165	-	△	-	-	-	○	0.300	0.465	35	
54	市道田部廣瀬線	市道	200	拡幅	-	-	○	-	-	○	-	-	△	○	-	-	-	-	0.255	-	-	-	-	-	○	0.250	0.505	29	
55	(仮称) 都市計画道路田村駅東口線(高橋工区)	都市計画道路	460	新設	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	0.120	○	△	-	-	-	0.200	0.320	48		

5-2 評価対象路線の評価点による順位づけ

前表について、評価点により順位づけを行い、整備優先性の高い順に並べた結果を、次表に示します。

なお、評価の合計点が同じで同率順位となった場合は、事業着手の実現性に関する評価指標5項目の小計が高い路線の方を上位とします。合計点もこの5項目の小計も同じだった場合は、同率順位としています。

表 5-2 評価対象路線の判定表（評価点の順位による並べ替え）

評価 路線 番号	評価対象路線名	道路種別	計画 延長・ 要整備 延長 (m)	工種	評価 指標	道路機能の重要性													事業着手の実現性(事業着手のしやすさ)					小計	合計点	優先度 順位 (合計点の 高い順)					
						①交通機能			②空間機能				③市街地形成機能						④資金計画		⑤合意形成										
						A	B		C		D	E	F	G	H	I			J	K			L				M	N	O	P	
						渋滞緩和	主要施設へのアクセス改善		交通結節機能強化		歩行者・自転車 の通行確保	広域道路ネット ワーク形成	公共交通にお けるネットワ ーク形成	狭路道路の解 消	交通事故危険 箇所の解消	防災避難経路の確保			景観形成	上位・関連計画等での位置づけ			国・県による事 業支援が受け られる				事業規模が比 較的小さい	費用対効果(投 資効果・整備効 率)	用地取得や建 物種別が進ん でいる	地元要望があ る	
							B-1	B-2	C-1	C-2						I-1	I-2	I-3		K-1	K-2	K-3									
観光地	市役所等	鉄道駅	IC							防災危険箇所 の解消	防災避難経路 の確保	指定避難所へ のアクセス改善		交通・バリアフ リー基本構想	都市計画マス タープラン	立地適正化計 画															
配点	0.04		0.04		0.10	0.06	0.04	0.03	0.12	0.12			0.03	0.40			0.15	0.10	0.25	0.25	0.25										
判定 種別	○△-	○△-	○△-	○△-	○△-	○-	○-	○-	○△-	○-	○-	○-	○△-	○-	○-	○△-	○-	○-	○△-	○△-	○-										
9	都市計画道路北船見線	都市計画道路	530	拡幅		-	○	-	○	-	○	-	-	○	○	-	-	○	○	○	0.760	○	-	-	-	-	0.150	0.910	1		
3	都市計画道路長浜駅室線	都市計画道路	2,290	新設		-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	-	-	-	○	△	○	0.730	○	-	-	-	-	0.150	0.880	2	
26	市道永久寺山階線(南田附北工区)	市道	300	拡幅		-	△	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	△	△	0.360	-	○	○	△	-	0.475	0.835	3	
24	市道川道更川2号線	市道	840	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	○	-	△	-	0.205	-	○	○	△	-	0.475	0.680	4	
31	都市計画道路地福寺神照線(八幡中山工区)	都市計画道路	750	新設		-	△	△	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	0.520	○	-	-	-	-	0.150	0.670	5		
2	市道列見管根線	市道	550	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	△	○	-	-	-	-	-	-	0.235	-	△	-	△	○	0.425	0.660	6	
14	市道虎姫駅東線	市道	460	新設		-	△	-	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	△	-	-	0.410	-	-	-	-	○	0.250	0.660	7	
20	市道木之本東西1号線・市道木之本西山線	市道	140	交差点改良		-	-	○	-	△	○	-	-	-	○	-	-	-	-	○	0.350	-	△	-	-	-	○	0.300	0.650	8	
16	市道小倉馬渡2号線	市道	430	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	0.170	-	○	-	△	○	0.475	0.645	9	
7	市道八幡中山神照1号線	市道	150	拡幅		○	-	-	-	-	○	-	-	△	○	○	-	-	-	-	○	0.395	-	-	-	-	○	0.250	0.645	10	
6	市道八田部山田小山線	市道	300	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.155	-	○	-	△	○	0.475	0.630	11	
28	市道石田宮司線(第3工区)	市道	400	拡幅		○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	△	○	0.480	○	-	-	-	-	0.150	0.630	12	
12	市道東上坂神照線	市道	120	歩道拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	0.140	-	○	-	△	○	0.475	0.615	13	
36	市道伊部1号線	市道	470	拡幅		-	○	-	-	-	○	○	-	△	-	-	-	○	-	△	-	0.365	-	-	-	-	○	0.250	0.615	14	
42	市道月ヶ瀬東西2号線	市道	440	拡幅		-	-	-	-	○	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.135	-	○	-	△	○	0.475	0.610	15	
33	都市計画道路大成山階線(大成工区)	都市計画道路	610	新設		-	-	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	△	○	0.460	○	-	-	-	-	0.150	0.610	16	
10	市道木尾八島線	市道	745	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.115	-	○	-	△	○	0.475	0.590	17	
29	市道石田宮司線(第2工区)	市道	1,800	拡幅		○	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	△	-	0.440	○	-	-	-	-	0.150	0.590	18	
48	市道祇園相撲線	市道	200	拡幅		○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	0.150	-	△	-	△	○	0.425	0.575	19	
8	市道祇園湖岸線	市道	150	交差点改良		-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	0.070	-	○	-	△	○	0.475	0.545	20	
13	市道遠水青名2号線	市道	640	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.115	-	△	-	△	○	0.425	0.540	21	
43	市道三川南北11号線	市道	100	拡幅		-	△	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	0.040	-	○	-	△	○	0.475	0.515	22	
45	市道三川南北2号線	市道	210	拡幅		-	△	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	0.040	-	○	-	△	○	0.475	0.515	22	
21	市道木之本黒田大音線	市道	320	拡幅		-	-	△	-	-	○	-	-	○	△	-	-	-	-	-	-	0.165	-	○	-	-	-	○	0.350	0.515	24
1	(仮称)都市計画道路田村駅自由通路線	都市計画道路	100	新設		-	-	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	△	○	0.360	○	-	-	-	-	0.150	0.510	25	
52	市道井明神高野線・小山4号線	市道	400	拡幅		-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	0.030	-	○	-	△	○	0.475	0.505	26	
41	市道田川左岸大寺線	市道	370	新設		-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.080	-	△	-	△	○	0.425	0.505	27	
18	市道草野川東幹線	市道	1,100	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	○	-	0.155	-	○	-	-	○	0.350	0.505	28	
54	市道田部廣瀬線	市道	200	拡幅		-	-	○	-	-	○	-	-	△	○	-	-	-	-	-	-	0.255	-	-	-	-	-	0.250	0.505	29	
50	新設(仮称)落合難波線	市道	100	新設		-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.020	-	○	-	△	○	0.475	0.495	30	
38	市道河毛2号線・市道河毛5号線	市道	1,080	拡幅		-	-	-	○	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.195	-	△	-	-	○	0.300	0.495	31	
35	市道八島瓜生線	市道	600	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	0.130	-	○	-	-	○	0.350	0.480	32	
32	都市計画道路大成山階線(宮司工区)	都市計画道路	480	新設		-	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	△	-	0.320	○	-	-	-	-	0.150	0.470	33	
5	市道小沢管根線	市道	370	改良		-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.115	-	○	-	-	○	0.350	0.465	34	
53	市道田部千田赤川線	市道	530	拡幅		-	-	△	-	-	○	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.165	-	△	-	-	-	○	0.300	0.465	35
39	市道青名猫口2号線	市道	120	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	0.130	-	△	-	-	○	0.300	0.430	36	
4	市道馬上中央線・市道丁野馬上線	市道	30	交差点改良		-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.045	-	-	-	△	○	0.375	0.420	37	
34	市道堀部南田附線	市道	860	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	0.260	○	-	-	-	-	0.150	0.410	38	
27	市道永久寺山階線(南田附南・宮司工区)	市道	1,100	新設		-	△	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	0.150	-	-	-	-	○	0.250	0.400	39	
11	市道田川左岸錦織八木浜線	市道	430	拡幅		-	-	○	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.035	-	○	-	-	-	0.350	0.385	40	
49	市道北富田安養寺線	市道	300	拡幅		-	△	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	0.080	-	△	-	-	○	0.300	0.380	41	
23	市道北陸自動車道西側宇根木之本線	市道	750	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	△	○	-	-	-	-	-	-	0.155	-	○	-	△	-	0.225	0.380	42	
15	市道大依八島線	市道	450	拡幅		-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	△	○	-	-	-	0.065	-	△	-	-	○	0.300	0.365	43	
37	市道上山田1号線・市道上山田環状1号線	市道	360	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	△	-	-	○	-	-	-	-	0.115	-	-	-	-	○	0.250	0.365	44	
44	市道三川南北4号線	市道	300	拡幅		-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	0.090	-	-	-	-	○	0.250	0.340	45	
30	市道相撲川道線	市道	840	拡幅		-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	△	-	0.115	-	○	-	△	-	0.225	0.340	46	
19	市道小観音寺横山線	市道	1,000	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.100	-	○	-	△	-	0.225	0.325	47	
55	(仮称)都市計画道路田村駅東口線(高橋工区)	都市計画道路	460	新設		-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	0.120	○	△	-	-	-	0.200	0.320	48	
47	市道相撲南北22号線	市道	190	拡幅		-	-	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.015	-	△	-	-	○	0.300	0.315	49	
25	第2大井川管理道	譲与予定(管理道)	140	新設		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	-	△	-	○	-	0.300	0.300	50	
40	市道留目伊部線	市道	110	拡幅		-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	0.030	-	-	-	-	-	0.250	0.280	51	
46	市道下之郷西東西2号線	市道	60	拡幅		-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	0.030	-	-	-	-	○	0.250	0.280	51	
51	市道大井川道線	市道	730	拡幅		-	-	-	-	-	○	-	-	△	○	-	-	-	-	-	-	0.255	-	-	-	-	○	0.000	0.255	53	
17	市道今市天神池原線	市道	300	拡幅		-	△	-	-	-	-	-	-	△	-	-	-	-	-	-	-	0.025	-	○	-	△	-	0.225	0.250	54	

第6章 整備計画路線の設定

6-1 整備計画路線の考え方

本計画においては、第3章で示した前計画による継続路線及び関連事業に伴う整備路線の計7路線をあらかじめ短期に位置づけることとし、評価対象路線55路線については整備優先性の高い順に順位づけを行います。これらの路線については概算事業費を算出します。

その上で、近年の財政状況を考慮し、道路整備における将来の投資可能額の見込みを算出することにより、本計画期間における整備量の検討を行います。路線の概算事業費と、本計画期間（10年間）における投資可能額を踏まえ、整備計画路線を設定することとします。

なお、本計画の評価対象路線（55路線）のうち、整備計画路線に設定されない路線については、今後も検討を継続していく路線とします。

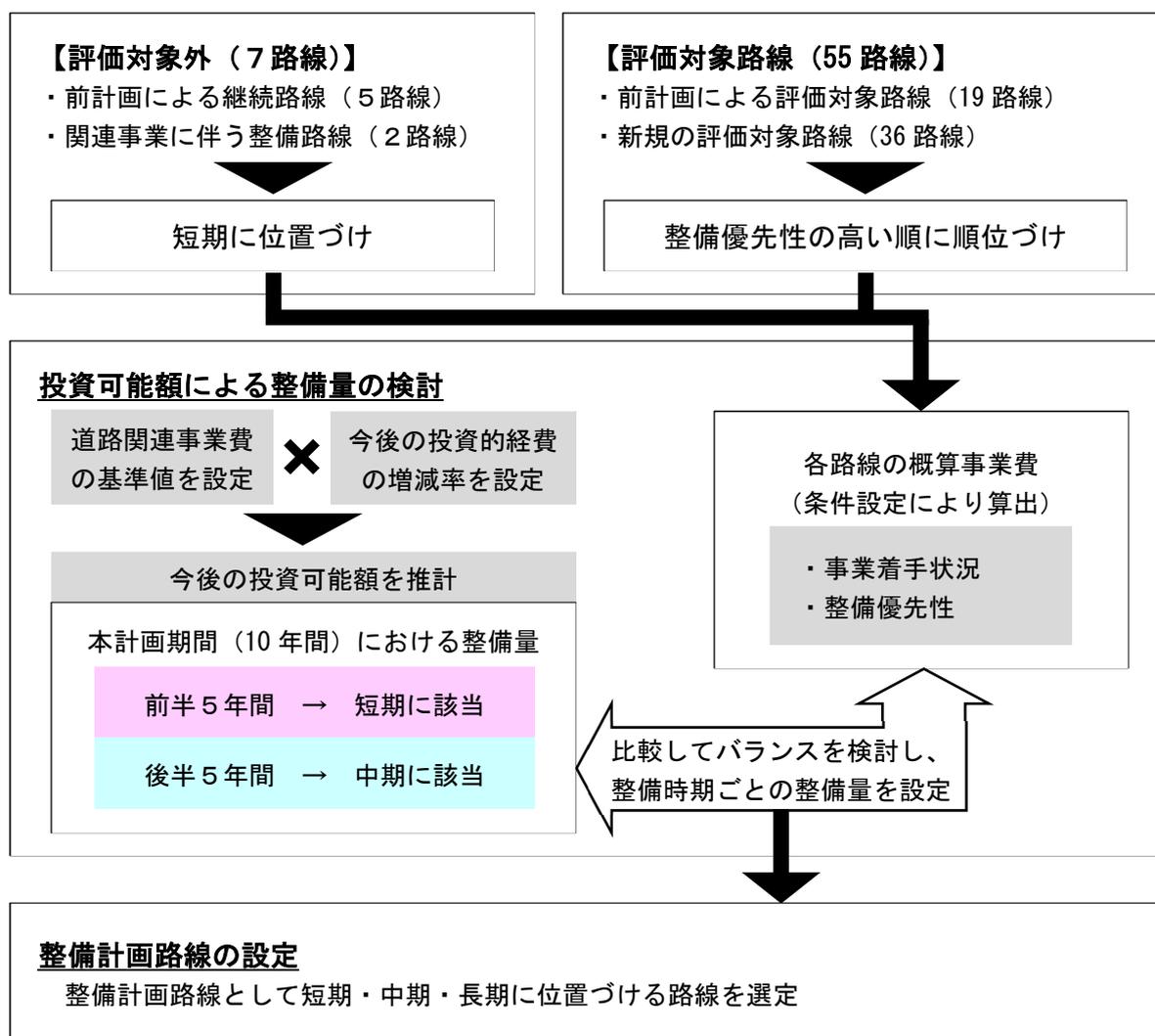


図 6-1 整備計画路線の設定の考え方

6-2 投資可能額による整備量の検討

(1) 道路関連事業費の推移

過年度における道路関連事業費の推移をもとに推計を行うことで、本計画期間における投資可能額の見込みを算出します。

道路関連事業費とその投資的経費に対する比率として、平成26年度から令和6年度の平均をとり、これを令和7年度の基準値（道路関連事業費5.41億円、比率9.1%）として設定します。

表 6-1 道路関連事業費の推移

年度	投資的経費(百万円)		投資的経費 に対する比率 (%)
	全体	道路関連 事業費	
H26	8,669	544	6.3
H27	5,712	453	7.9
H28	5,382	399	7.4
H29	5,181	362	7.0
H30	7,378	339	4.6
R1	10,041	307	3.1
R2	5,425	821	15.1
R3	4,943	1,102	22.3
R4	3,186	484	15.2
R5	4,373	674	15.4
R6	5,268	462	8.8
平均	5,960	541	9.1

⇒【R7基準値】

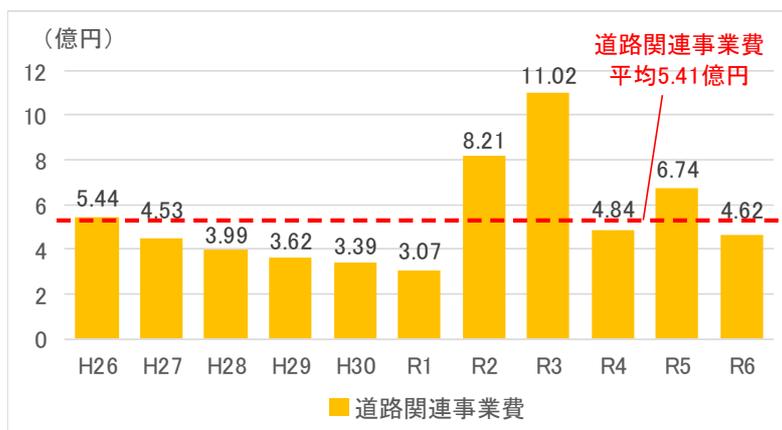


図 6-2 道路関連事業費の推移

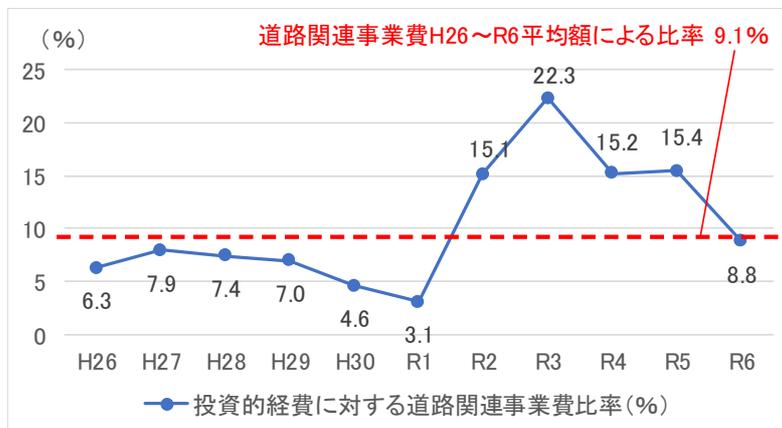


図 6-3 投資的経費に対する道路関連事業費比率の推移

【参考】

1) 投資的経費

投資的経費は、本市において、学校等の公共施設、道路、橋梁等のインフラ資産の整備、更新に見込む事業費を指します。

2) 道路関連事業費

道路関連事業費は、主に道路整備のための費用で構成されており、「道路新設改良費」、「交通安全施設整備費」、「街路事業費」が含まれています。なお、「橋梁長寿命化事業費」や「舗装修繕事業費」などの道路の維持管理のための費用は含まれていません。

3) 整備計画路線の概算事業費の算出条件について

各路線の概算事業費については、下表の条件をもとに算出しています。

ただし、本市の既往別途資料等において概算事業費が算出されている路線は、その事業費を取扱うものとしています。

なお、ここでの概算事業費は整備可能量の検証を目的としたものであり、これらの諸数値は今後、変動するものです。

表 6-2 概算事業費の算出条件

計画幅員 (基本的な設定)	・都市計画道路 : 計画幅員 ・歩道設置予定の道路 : 9m ・車道みの道路 : 6.5m
要拡幅幅員 (基本的な設定)	・新設道路 : 計画幅員 ・その他の道路 : 現況幅員と計画幅員の差
築造費	・一般部 : 2万円/m ² ・橋梁部 : 個別に検討、算出し設定 ・その他 : 個別に検討、算出し設定
用地補償費	長浜市内地価公示価格の平均値 (R7) より設定 ・市街化区域 (商業系用途地域) : 8万円/m ² ・市街化区域 (住居系用途地域) : 5万円/m ² ・用途地域外・都市計画区域外等、上記以外の地域 : 2万円/m ²
建物補償費	構造別に一般的な単価を設定 ・木造 : 3,000万円/棟 ・木造以外の家屋 (RC等) : 5,000万円/棟

(2) 今後の投資可能額の推計

本市の「財政計画」(令和6年度～令和15年度)(令和5年8月版)で示される「歳入・歳出の計画」より、歳出において、前年度を基準とした各年度の比率から1年あたりの増減率の平均を算出します。

その結果、令和8年度から令和15年度において、投資的経費は平均して1年あたり1.2%減少することとなります。



図 6-4 投資的経費の推移と増減率

この減少率を令和7年度(基準値)以降毎年度かけていくことで、計画期間10年間における投資可能額を推計します。

表 6-3 整備時期別の投資可能額の見込み

年度	道路関連事業費 (百万円)	整備時期別(短期・中期) (各整備期間の合計)	
	投資可能額	整備時期	投資可能額
R7(基準値)	541	-	-
R8	534	短期	2,600
R9	528		
R10	522		
R11	516		
R12	510		
R13	504	中期	2,500
R14	498		
R15	492		
R16	486		
R17	481		
合計	5,071	合計(概算)	5,100

このうち前半5年間の合計(概算)を短期の整備計画で見込める投資可能額として26億円、後半5年間の合計(概算)を中期の整備計画で見込める投資可能額として25億円を見込むことができます。

6-3 整備計画路線の設定

計画期間における投資可能額の見込みを踏まえて、本計画に位置づける整備計画路線を次表のとおりとします。

現在整備を進めている継続路線5路線と他事業に合わせて整備することが必要な関連路線2路線の計7路線の事業費だけで計画期間内の投資可能額の見込みを上回ることを踏まえ、短期の整備計画としては、これらの継続路線及び関連路線を着実に進めることとし7路線を位置づけます。

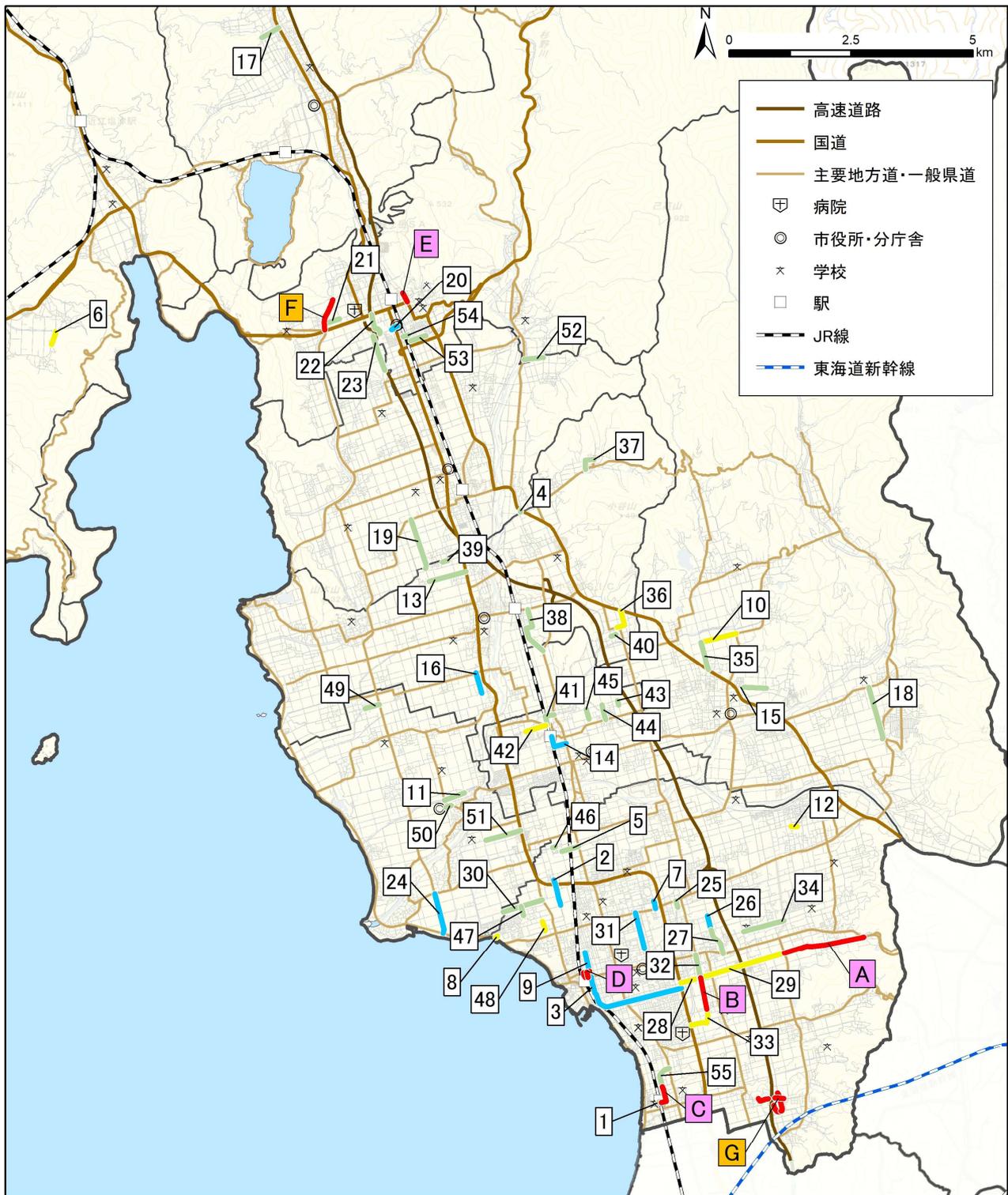
また、中・長期路線については、前計画を踏まえ、本計画で設定した評価指標により判定を行い、点数の高かった路線から順に、中期として10路線、長期として10路線を位置づけます。

表 6-4 整備計画路線

整備計画期間	優先度順位	評価路線番号	路線名	道路種別	計画延長・要整備延長(m)	工種
短期	継続路線	A	市道石田宮司線(第1工区)	市道	1,840	拡幅
	継続路線	B	都市計画道路大戌亥山階線(室工区)	都市計画道路	660	新設
	継続路線	C	(仮称)都市計画道路田村駅東口線(田村工区)	都市計画道路	400	拡幅
	継続路線	D	市道南呉服南南呉服上線～市道豊国神社線～市道南呉服南日吉線	市道	350	改良
	継続路線	E	市道木之本坂口線	市道	250	改良
	関連事業	F	市道余呉川左岸大音黒田線・田居大音線	市道	660	拡幅
	関連事業	G	市道(仮)神田スマートインターチェンジ線(上り・下り)・市道小一条今村橋線・市道布勢加田線	市道	740	新設
事業費合計				5,215 百万円		
中期	1	9	都市計画道路北船列見線	都市計画道路	530	拡幅
	2	3	都市計画道路長浜駅室線	都市計画道路	2,290	新設
	3	26	市道永久寺山階線(南田附北工区)	市道	300	拡幅
	4	24	市道川道更川2号線	市道	840	拡幅
	5	31	都市計画道路地福寺神照線(八幡中山工区)	都市計画道路	750	新設
	6	2	市道列見曾根線	市道	550	拡幅
	7	14	市道虎姫駅東線	市道	460	新設
	8	20	市道木之本東西1号線・市道木之本西山線	市道	140	交差点改良
	9	16	市道小倉馬渡2号線	市道	430	拡幅
	10	7	市道八幡中山神照1号線	市道	150	拡幅
事業費合計				12,631 百万円		
長期	11	6	市道八田部山田小山線	市道	300	拡幅
	12	28	市道石田宮司線(第3工区)	市道	400	拡幅
	13	12	市道東上坂神照線	市道	120	歩道拡幅
	14	36	市道伊部1号線	市道	470	拡幅
	15	42	市道月ヶ瀬東西2号線	市道	440	拡幅
	16	33	都市計画道路大戌亥山階線(大戌亥工区)	都市計画道路	610	新設
	17	10	市道木尾八島線	市道	745	拡幅
	18	29	市道石田宮司線(第2工区)	市道	1,800	拡幅
	19	48	市道祇園相撲線	市道	200	拡幅
	20	8	市道祇園湖岸線	市道	150	交差点改良
事業費合計				8,236 百万円		

※継続路線：前計画で整備計画路線に位置づけ、既に着手済の路線であり、短期に位置づける。

※関連事業：関連事業に伴い道路整備を実施する路線であり、短期に位置づける。



整備計画路線

- 短期整備
 :
 前計画による継続路線
 :
 関連事業に伴う整備路線
- 中期整備
 : 評価点による位置づけ
- 長期整備
 : 評価点による位置づけ
- その他
 : 評価点により位置づけられなかった路線

図 6-5 整備計画路線図

第7章 長浜市道路整備アクションプログラムに基づく道路整備

以上のおり本計画を策定しました。今後、実際の整備計画路線の事業着手は、本計画を参照するとともに、各路線の様々な条件を見極めながら決定し、道路整備を進めていきます。

なお、国道や県道等の上位路線や河川の整備の進捗状況、関係機関との協議・調整により、整備の実施時期や整備期間が変更となる可能性があります。

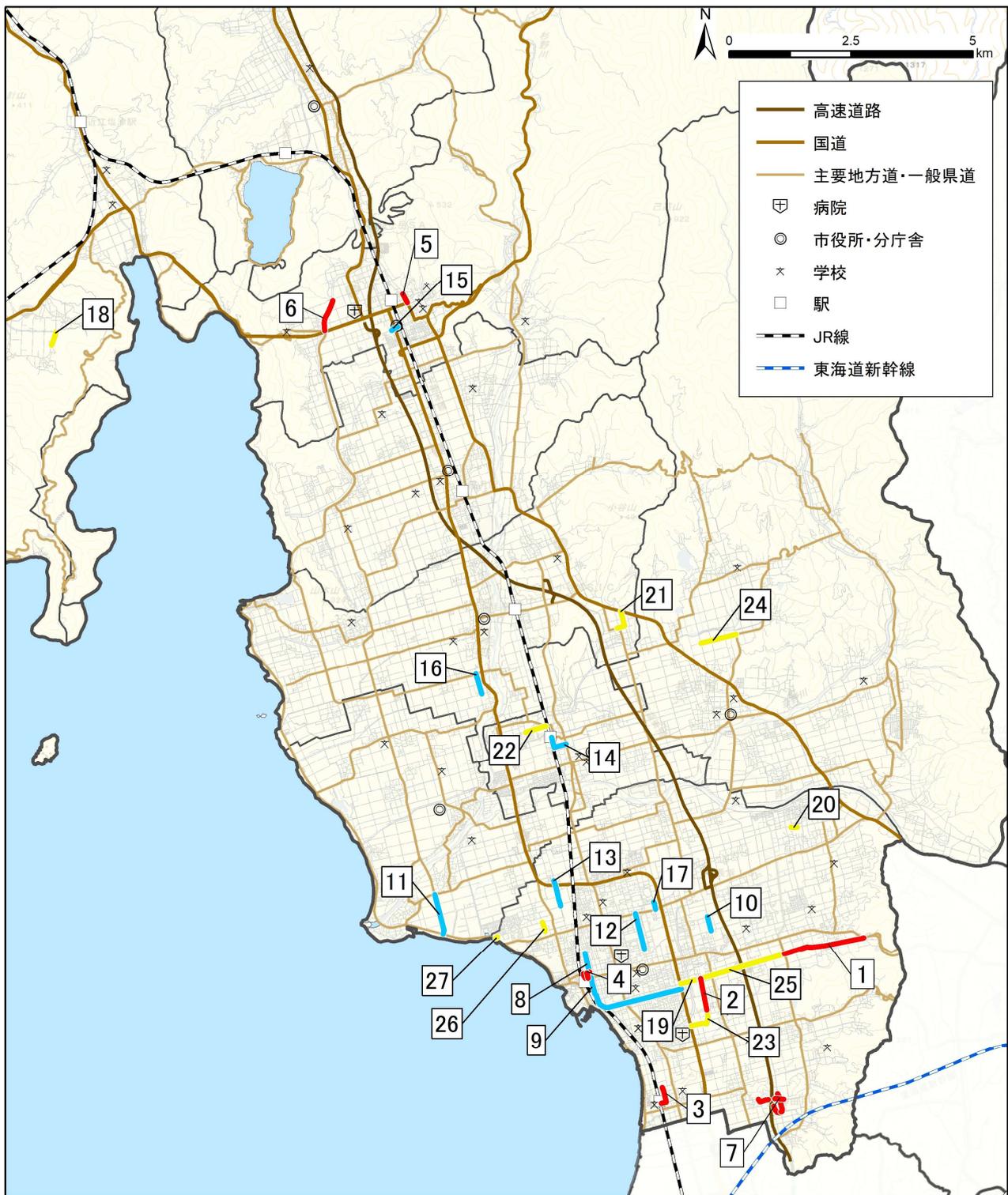
全国各地で発生している異常気象などによる豪雨や地震などの自然災害は、本市においても無関係ではありません。こうした災害の頻発化・激甚化を受け、災害時の避難路の確保、緊急車両の通行、そして生活物資を運ぶ物流網の維持など、道路が担う防災機能については、これまで以上にその重要性が高まっています。

一方で、本市の財政状況は、近年の物価高騰や公共施設・インフラ資産の維持管理にかかる経費の増大などにより、非常に厳しい状況にあります。道路事業においても、高度経済成長期に整備された橋梁が更新時期を迎えるほか、舗装や側溝など既存道路施設の老朽化が進行しており、適切かつ効率的な維持・管理・更新が求められています。従来、新設及び改良業務が重視されてきましたが、現在は維持補修業務への重点的な転換が必要な時期に差し掛かっています。財政状況が厳しい中で、維持・管理及び補修業務費と予算の調整を図りつつ、限られた予算を有効に活用して進めていく必要があります。このような状況において、実施時期や整備期間が変更となる可能性を考慮しつつ、調和のとれた整備計画路線の整備を進めていきます。

また、道路整備にソフト的観点を取り入れ、単なる通行機能にとどまらず道路空間の積極的な利活用を進めることで、魅力と付加価値の高い道路整備を推進していきます。

表 7-1 整備計画路線

整備計画 期間	整備計画 路線番号	路線名	道路種別	計画延長・ 要整備延長 (m)
短期	1	市道石田宮司線（第1工区）	市道	1,840
	2	都市計画道路大戌亥山階線（室工区）	都市計画道路	660
	3	（仮称）都市計画道路田村駅東口線（田村工区）	都市計画道路	400
	4	市道南呉服南南呉服上線～市道豊国神社線～市道南呉服南日吉線	市道	350
	5	市道木之本坂口線	市道	250
	6	市道余呉川左岸大音黒田線・田居大音線	市道	660
	7	市道（仮）神田スマートインターチェンジ線（上り・下り）・市道小一条今村橋線・市道布勢加田線	市道	740
7路線				
中期	8	都市計画道路北船列見線	都市計画道路	530
	9	都市計画道路長浜駅室線	都市計画道路	2,290
	10	市道永久寺山階線（南田附北工区）	市道	300
	11	市道川道更川2号線	市道	840
	12	都市計画道路地福寺神照線（八幡中山工区）	都市計画道路	750
	13	市道列見曾根線	市道	550
	14	市道虎姫駅東線	市道	460
	15	市道木之本東西1号線・市道木之本西山線	市道	140
	16	市道小倉馬渡2号線	市道	430
	17	市道八幡中山神照1号線	市道	150
10路線				
長期	18	市道八田部山田小山線	市道	300
	19	市道石田宮司線（第3工区）	市道	400
	20	市道東上坂神照線	市道	120
	21	市道伊部1号線	市道	470
	22	市道月ヶ瀬東西2号線	市道	440
	23	都市計画道路大戌亥山階線（大戌亥工区）	都市計画道路	610
	24	市道木尾八島線	市道	745
	25	市道石田宮司線（第2工区）	市道	1,800
	26	市道祇園相撲線	市道	200
	27	市道祇園湖岸線	市道	150
10路線				
合計		27路線		



整備計画路線

- 短期整備路線
- 中期整備路線
- 長期整備路線

図 7-1 整備計画路線図

第8章 長浜市道路整備アクションプログラムの実施について

8-1 計画推進体制

本計画に基づき計画的に道路整備を進めていくためには、市民及び対象路線の沿道住民との合意形成を図ることが必要です。そのため、住民の方とともに事業を推進できる体制を整え、道路整備の必要性、整備による効果、事業費等についてわかりやすい説明を行い、関係者の理解を得ながら進めていくものとします。

また、事業の推進にあたっては、上位機関である国・県との連携が必要であり、道路管理者である「長浜市」が、「市民・沿道住民」、「関係機関（国・県等）」と連携し、計画を推進していきます。

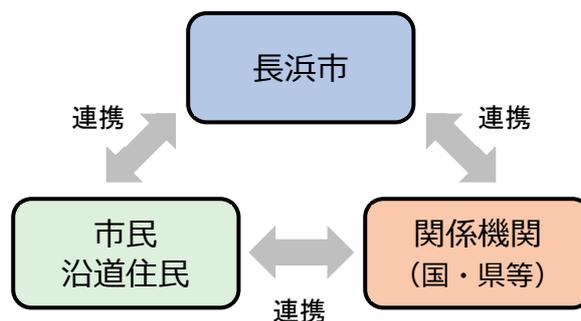


図 8-1 計画推進体制

8-2 計画の進行管理と見直し

(1) 計画の実効性を高めるための進行管理

本計画の実効性を高めるためには、現状に即した柔軟な対応が必要となります。整備する路線、区間の整備目的を十分に検討するとともに、整備後には当初の目的が達成され、十分な効果が発揮されているかを把握、分析、検証し、その後の道路整備に反映するなど、計画実現に向けたシステムを確立していく必要があります。

このため、施策・事業の進捗状況の管理や整備効果の検証、道路整備計画の達成状況の評価・検証を行うとともに、特に社会情勢の変化や財政負担の見通しを踏まえて、必要に応じて見直しの視点を適切に設定し改善を行うことで、状況に合わせた柔軟な対応を図ります。このPDCAサイクルによって、庁内関係各課の連携・調整のもと計画的かつ有効な計画の実現を目指します。

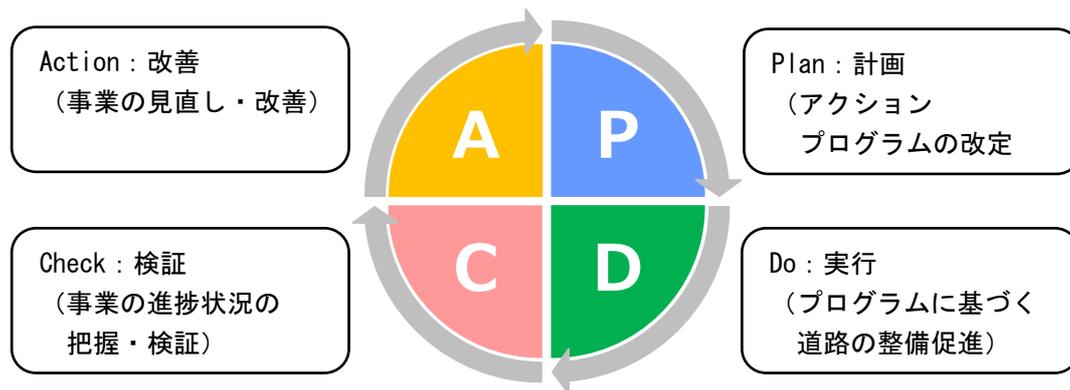


図 8-2 PDCAサイクルによる進行管理イメージ

(2) 計画の継続的な見直し

時代の潮流や財政状況、市民の生活スタイルや価値観などの変化に応じて柔軟に対応していくことが必要となるため、概ね5年を目安とし、適切な時期に見直しを行います。

なお、総合計画などの上位計画の見直しによる政策の転換、広域的交通施設の計画や市街地開発事業の計画などによる都市構造の転換が生じた場合は、必要に応じて適宜見直すこととします。

長浜市道路整備アクションプログラム 2026

長浜市 都市建設部 道路河川課

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地

TEL : 0749-65-6531 FAX : 0749-65-6760

<https://www.city.nagahama.lg.jp/>